



第3次交野市 男女共同参画計画

～誰もが自分らしく生きるジェンダー平等社会の実現～

令和5(2023)年3月

交野市

はじめに

本市では、これまでに男女共同参画の視点を市民生活に浸透されることを目的に、平成10(1998)年3月に「交野市女性行動計画～女と男のシンフォニー～」を策定し、平成17(2005)年に「第1次交野市男女共同参画計画」として改訂、平成25(2013)年には配偶者等に対する暴力(DV)への取組を明確に位置づけた「第2次交野市男女共同参画計画」を策定しました。

その後、平成26(2014)年には、本市における男女共同参画推進にかかる基本理念を定めた「交野市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにしました。平成30(2018)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」を含む計画として改訂し、より一層の取組を強化してまいりました。

近年、超高齢化社会の加速化や価値観やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症等の影響により経済活動の停滞、雇止めや解雇、家庭内での暴力の顕在化など生活や雇用に大きな影響を与え、社会を取り巻く情勢は大きく変化しております。一方、男女共同参画社会に視点を向けますと、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあるものの、今なお固定的な性別役割分担意識や社会慣行、配偶者等からの暴力など課題が多く存在しています。

このたび前計画から10年が経過し、新たに「第3次交野市男女共同参画計画」を策定するにあたり、令和3(2021)年に実施しました「交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、本市においても市民意識として「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は払拭されつつあるものの、社会では、様々な場面において男女の役割分担意識が根強いことにより、社会全体として女性が十分能力を発揮できるとは言い難い現状がうかがえました。

本計画では、令和5(2023)年4月から令和15(2033)年3月までの10年間を計画期間とし、女性活躍、働き方改革の推進支援、DV、性暴力をはじめとするあらゆる暴力の根絶や被害者支援、男女共同参画の視点に立った教育、啓発の推進など重点的に取り組めます。また、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる、「ジェンダー平等社会の実現」をめざし、推進してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご尽力賜りました交野市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和5(2023)年3月

交野市長 山本 景

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定の方法.....	3
5 計画の基本理念とめざす姿.....	4
第2章 計画策定の背景.....	5
1 近年の世界・国・大阪府の動き.....	5
2 男女共同参画にかかわる本市の現状.....	8
3 第2次計画期間における主な取組と課題.....	24
第3章 計画の内容.....	27
1 計画の体系.....	27
2 施策の内容.....	28
第4章 計画の推進.....	47
1 推進体制.....	47
2 計画の進行管理.....	48
資料.....	49

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、国連の女子差別撤廃条約の批准を契機に男女平等の実現に向けた取組が進められ、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題(前文)と位置づけられています。また、同法では、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成をめざすことが規定されています。このため、都道府県は国の男女共同参画基本計画を、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案してそれぞれ計画を策定することとされています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」の制定に先立つ平成10(1998)年3月に「交野市女性行動計画～女と男のシンフォニー～」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざした取組を推進してきました。平成17(2005)年には「第1次交野市男女共同参画計画」として改訂し、平成25(2013)年には配偶者等に対する暴力(DV)への取組を明確に位置づけた「第2次交野市男女共同参画計画」を策定しました。

平成26(2014)年には、本市における男女共同参画推進にかかる基本理念を定めた「交野市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するという市の姿勢を明確にしました。平成30(2018)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」を含む「第2次交野市男女共同参画計画 改訂版」を策定して、より一層の取組を強化してきました。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、新たな計画策定のために市民意識の変化を把握することを目的として、令和3(2021)年に「交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査」を実施しました。調査の結果によると、市民意識として「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は払拭されつつありますが、社会の各分野における男女の不平等感は根強いものがあります。

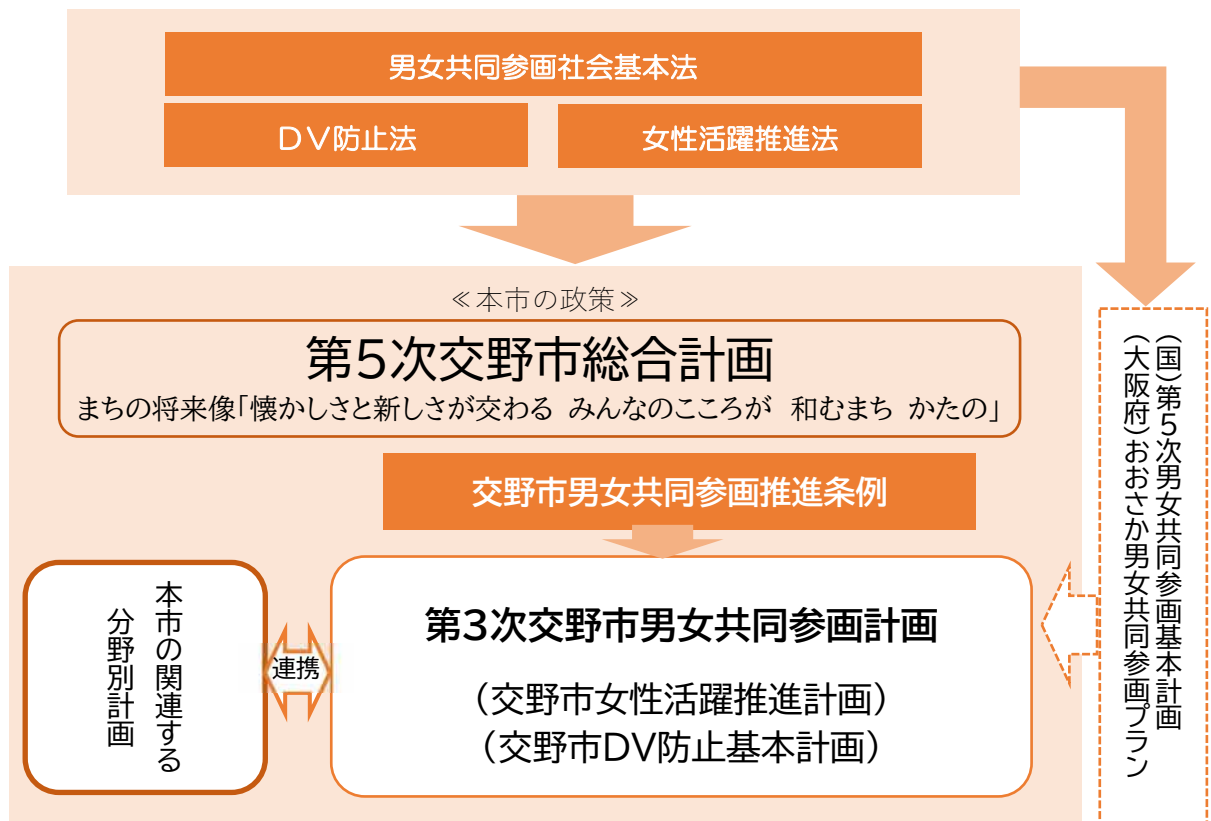
こうした現状を踏まえて、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取組を推進するため、「第3次交野市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や大阪府における「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、本市におけるこれまでの取組をさらに発展、拡大するために策定するものです。

また、本市の上位計画である「第5次交野市総合計画(令和5(2023)年度～令和16(2034)年度)」におけるまちの将来像である「懐かしさと新しさが交わる みんなのところが 和むまち かたの」の達成に向けた、まちづくりの目標の一つ「みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち」を実現するための分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。

さらに、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。



また、本市では、「第5次交野市総合計画」の基本計画においてSDGs¹(持続可能な開発目標)を明確に位置づけることで、市民や事業者など多様な関係者(ステークホルダー)への浸透を図り、そ

¹ 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)：平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

れぞれが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを進めていくことによって、SDGsの目標達成に貢献することをめざしています。

そのため、本計画の推進を通して、SDGsの目標「ジェンダー平等の実現」をめざします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、計画の中間年を目途に見直しを行うこととします。

4 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、教育関係者、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における審議のほか、「男女共同参画に関する市民アンケート調査」やパブリックコメントの実施による市民の意識及び意見等の情報を収集することにより、本市の実情に即した計画の策定に努めました。

本計画は、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

5 計画の基本理念とめざす姿

本計画では、「交野市男女共同参画推進条例」における基本理念を前提として、以下のめざす姿を設定します。

めざす姿

誰もが自分らしく生きるジェンダー平等社会の実現

交野市男女共同参画推進条例 基本理念

- (1)男女が、直接的であるか間接的であるかに関わらず、性別による差別的取扱いを受けず、互いの人権が尊重されること。
- (2)男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市の政策、職場、学校、家庭及びその他のあらゆる場における方針の立案及び決定に参画し、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4)男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動、職業生活、地域生活等における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれていること。
- (5)男女共同参画の推進は、男女がそれぞれの身体的特徴に理解を深め、妊娠、出産等に関して、互いの意思を尊重し、心身ともに健康な生活を生涯営むことができるようにすること。
- (6)セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは、犯罪及び人権侵害であるとの認識を共通のものとし、根絶を目指すこと。
- (7)男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調のもとに行うこと。

第2章 計画策定の背景

1 近年の世界・国・大阪府の動き

(1)世界における動向

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等の取組では、昭和54(1979)年に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において採択された、「北京宣言・行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等推進の国際規範・基準となっています。

近年では、平成27(2015)年には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」において、SDGsの17の目標の5番目に設定されている「ジェンダー平等の実現」は、目標の一つであるだけでなく、他のすべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されています。平成28(2016)年には、「SOGI²(ソジ)」に関する差別や嫌がらせへの取組として、国連人権理事会で「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議が可決されました。

国連以外でも、令和元(2019)年に、日本で開催された「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

APEC(アジア太平洋経済協力)では、APEC 域内の経済発展のためには女性の活躍が必要であるとの認識のもと、毎年、「女性と経済フォーラム」が開催されています。

OECD(経済協力開発機構)では、政府機関におけるジェンダーに配慮した枠組みづくりを目的に、令和2(2020)年、公共ガバナンス委員会の下にジェンダー主流化作業部会が設けられています。また、同年には、加盟国において、女性に対する暴力が依然として重大な問題であるという認識のもと、女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合が開催され、加盟国の閣僚等によって、女性に対する暴力の防止、対処、根絶方法についての議論が行われました。

このように、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点だけでなく社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

² SOGI：性的指向 (Sexual orientation) と性自認 (Gender identity) の頭文字をとって、すべての人の性のあり方を示す言葉。性表現 (Expression) を含めて SOGIE (ソジー) と表現することもある。

(2)国における動向

我が国では、平成25(2013)年に閣議決定された「日本再興戦略」において、『『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である』と表現され、「女性の活躍推進」が重点施策に位置づけられました。平成26(2014)年には、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。同本部では、平成27(2015)年以降、毎年、「女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)」が決定されています。

近年の主な法制度の動向としては、平成30(2018)年には、政治の分野における男女共同参画をめざす「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」が公布・施行されました。また、同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元(2019)年には、平成28(2016)年に施行された「女性活躍推進法」の一部改正が行われ、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者101人以上の事業主に拡大(令和4年4月1日施行)されました。また、同年に住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記ができるようになりました。

令和2(2020)年には、セクシュアル・ハラスメントなど職場でのハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」等の改正が施行され、同年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。策定の背景として、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢や環境変化があげられています。また、我が国は国際的にみて、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れており、第4次男女共同参画基本計画で掲げた「指導的地位に占める女性割合30%」の目標が達成できなかったことから、引き続き、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合30%程度をめざす」こととなりました。

令和3(2021)年には、男性の育児参加を促すために産後パパ育休制度を新設する「育児・介護休業法」の改正が行われました。

令和4(2022)年には、成年年齢を18歳へ引き下げる「民法」の改正、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などの様々な事情により日常生活・社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を支援するため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立(令和6年4月1日施行)しています。

(3)大阪府における動向

大阪府では、平成13(2001)年にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。平成18(2006)年に一部改訂後、その後の後継計画としては、平成23(2011)年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定、平成28(2016)年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定と続いています。同プランの計画期間終了に伴い、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」が、令和3(2021)年に策定されています。

また、平成17(2005)年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されて以降、数度の見直しを重ねながら、取組が進められており、令和4(2022)年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」が策定されました。新計画では、DVと児童虐待(面前DV等)が密接に関係することを踏まえて、基本方針に「子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実」が新たに設定され、DVの未然防止に向けた若年層への啓発の視点の強化、「加害者対応に向けた取組」を施策体系に新設するなどの新たな取組が加えられています。

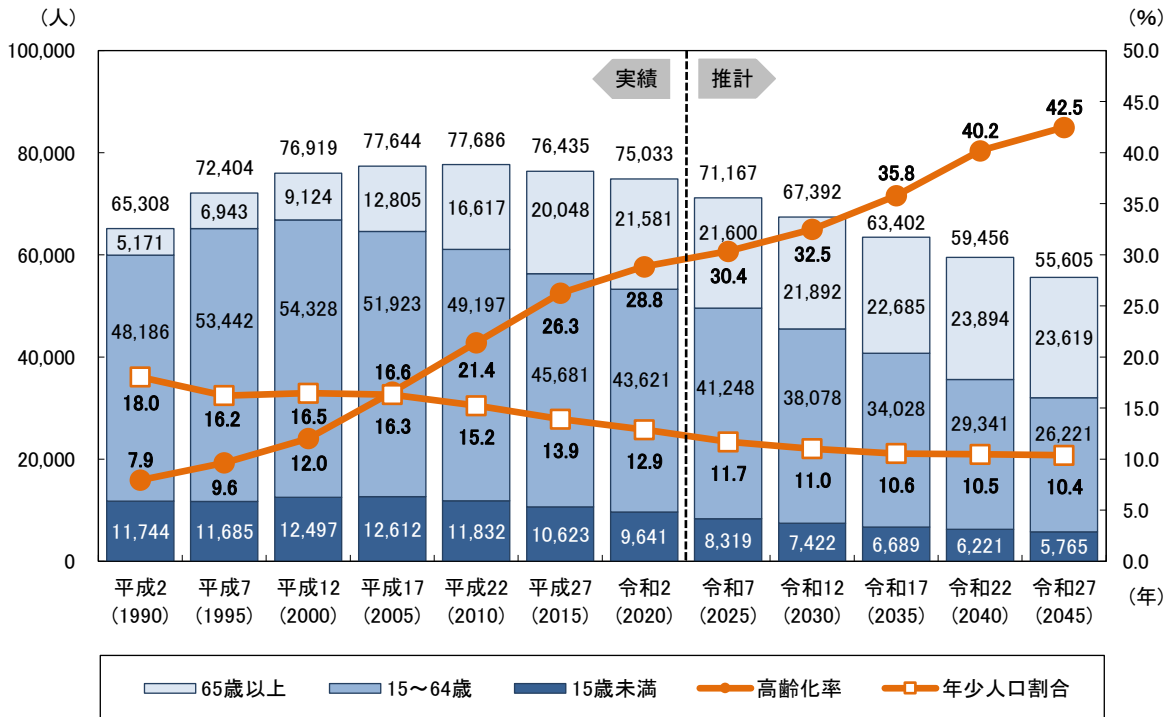
さらに、令和元(2019)年には、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができると社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、令和2(2020)年からは、同性パートナーに対する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度³」が開始されています。

³ パートナーシップ宣誓制度(パートナーシップ宣誓証明制度)：性的マイノリティの方が、お互いをパートナーとして宣誓し、法律的な効果は有しないが各自治体が宣誓したことを証明する制度。

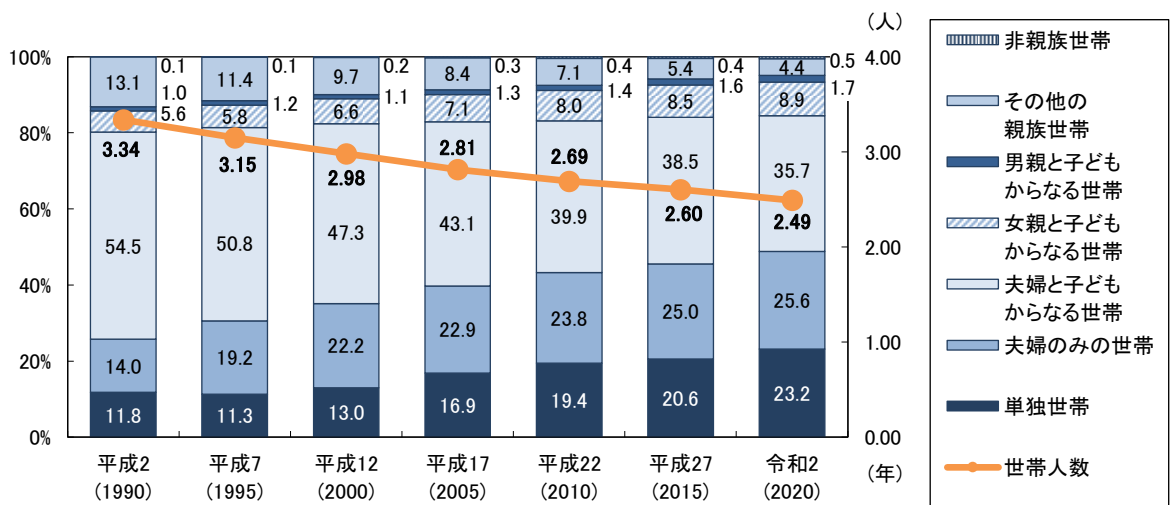
2 男女共同参画にかかわる本市の現状

(1)人口の推移と世帯の状況

本市の人口は、全国的な傾向と同様に減少傾向ですが、近隣市のなかでは年少人口比率が高く、世帯当たりの人員も多い状況です。



注1) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。
 2) 高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。
 資料：総務省「国勢調査」(平成2～令和2年)
 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年推計)(令和7～27年)

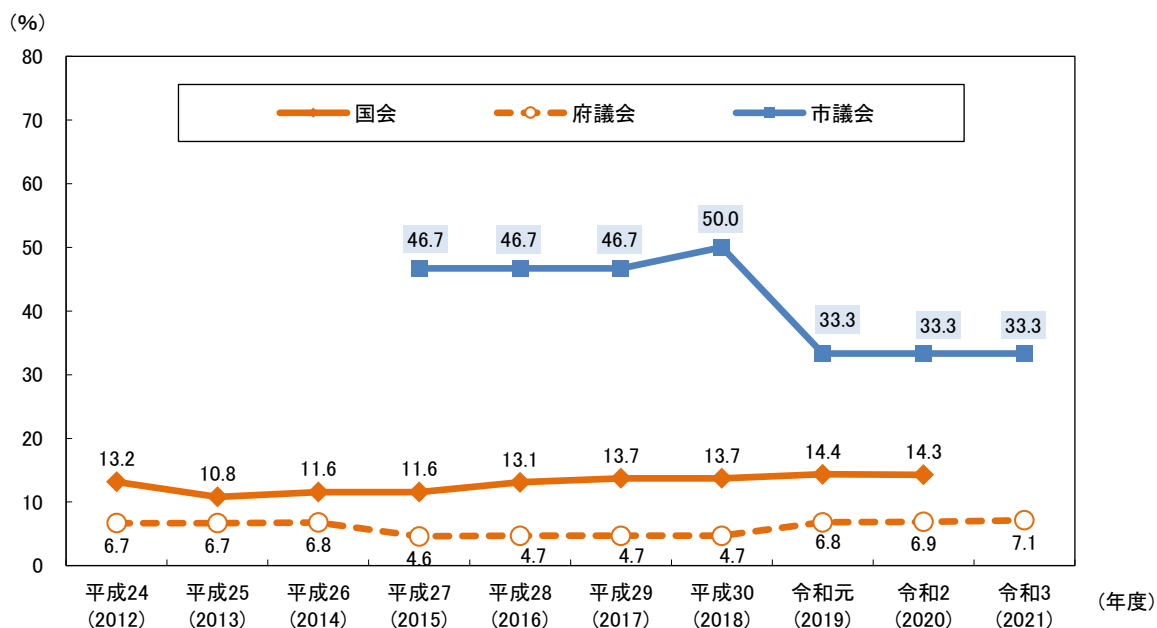


注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。
 資料：総務省「国勢調査」

(2)方針決定過程への女性の参画状況

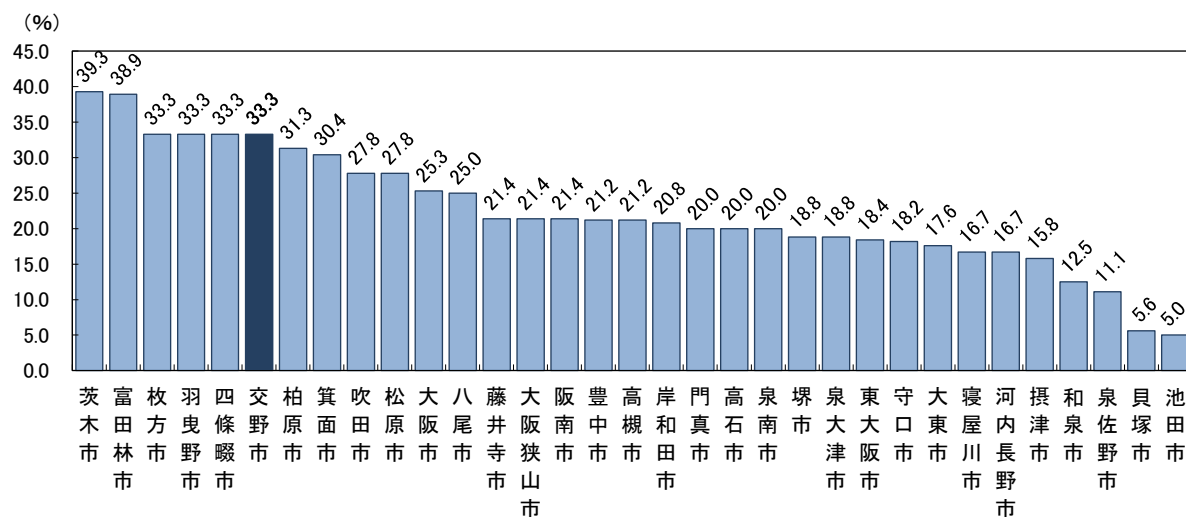
①女性議員割合の推移(国・大阪府・交野市)

市議会議員における女性割合は、国・大阪府を大きく上回っており、府内の市のなかでも3番目に位置しています。



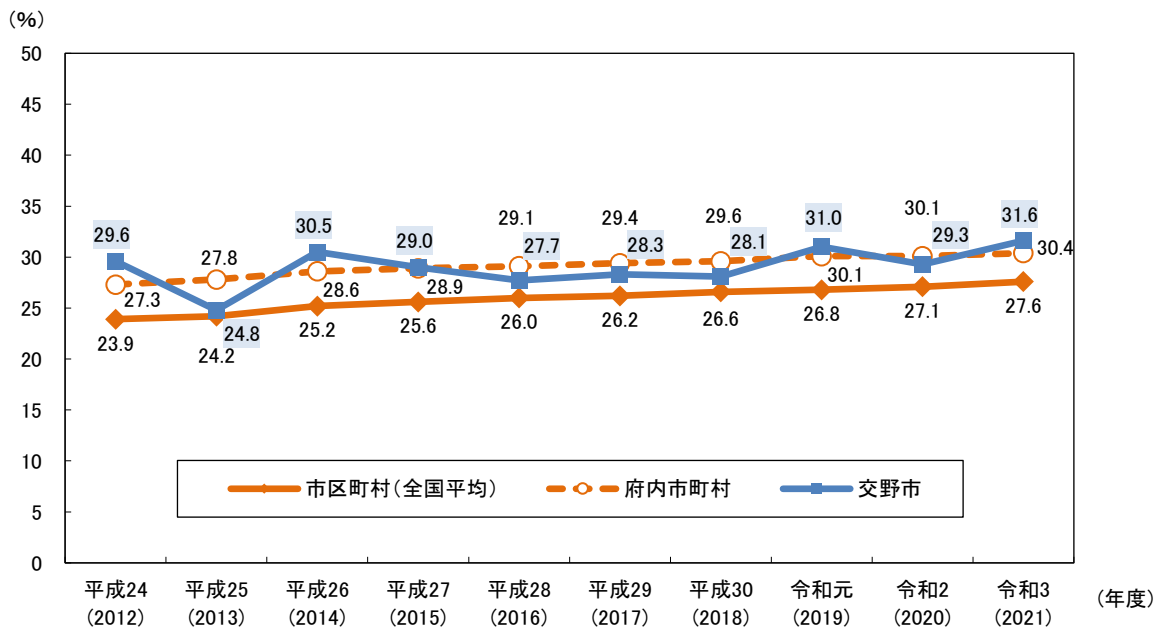
資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
 府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
 交野市議会は、内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

■ 大阪府内の市の状況(令和3年)



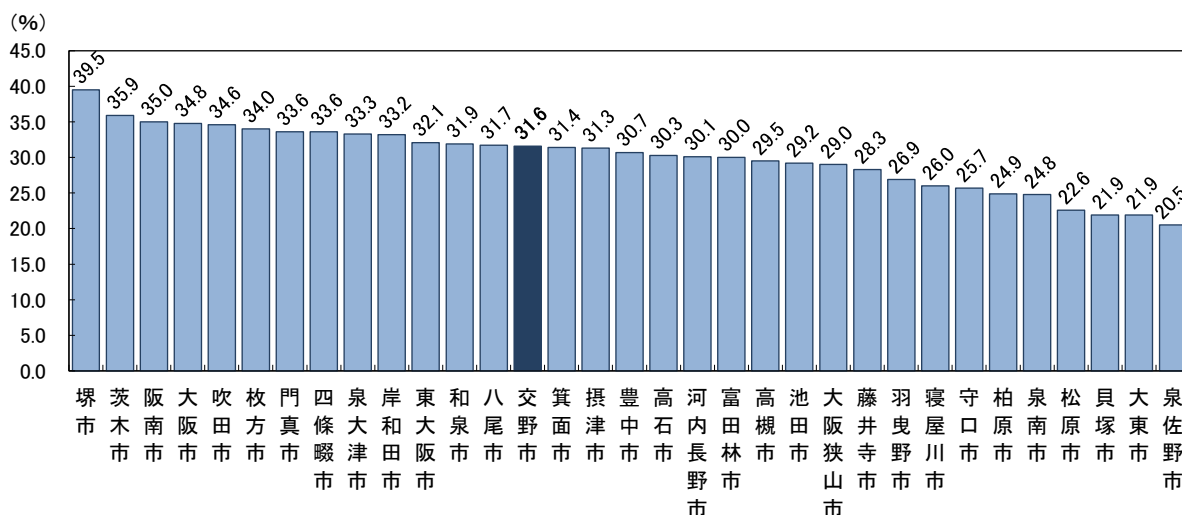
②審議会等委員における女性委員割合の推移(全国・大阪府・交野市)

審議会等委員における女性割合は、全国・大阪府を上回っており、現行計画の目標値30%を達成しています。ただし、府内の市のなかでは中位に位置しています。



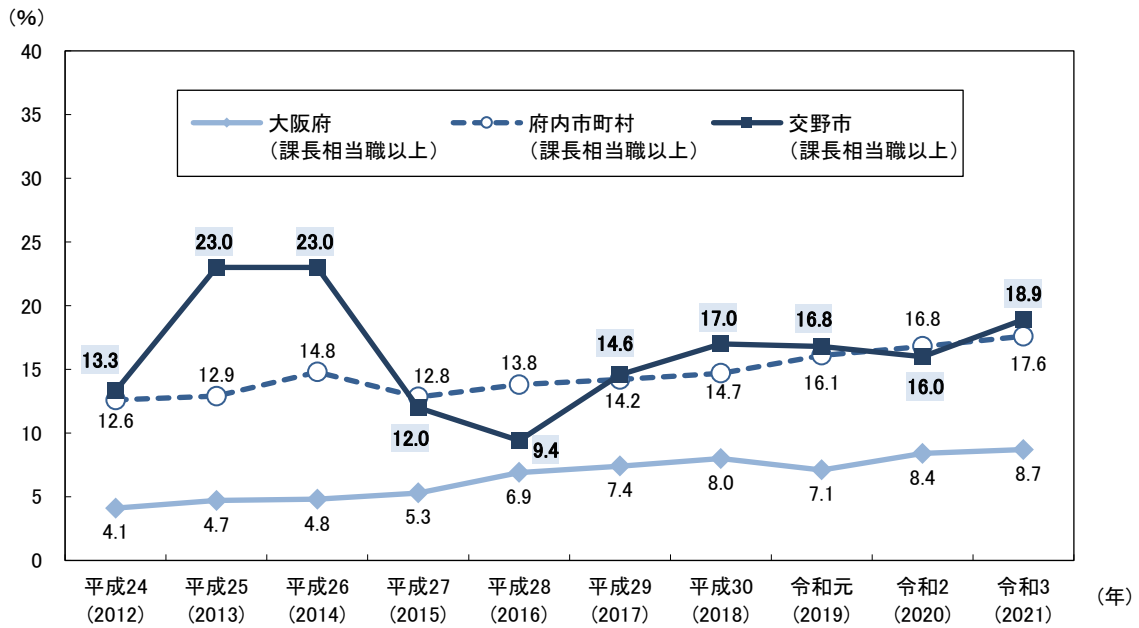
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 大阪府内の市の状況(令和3年)



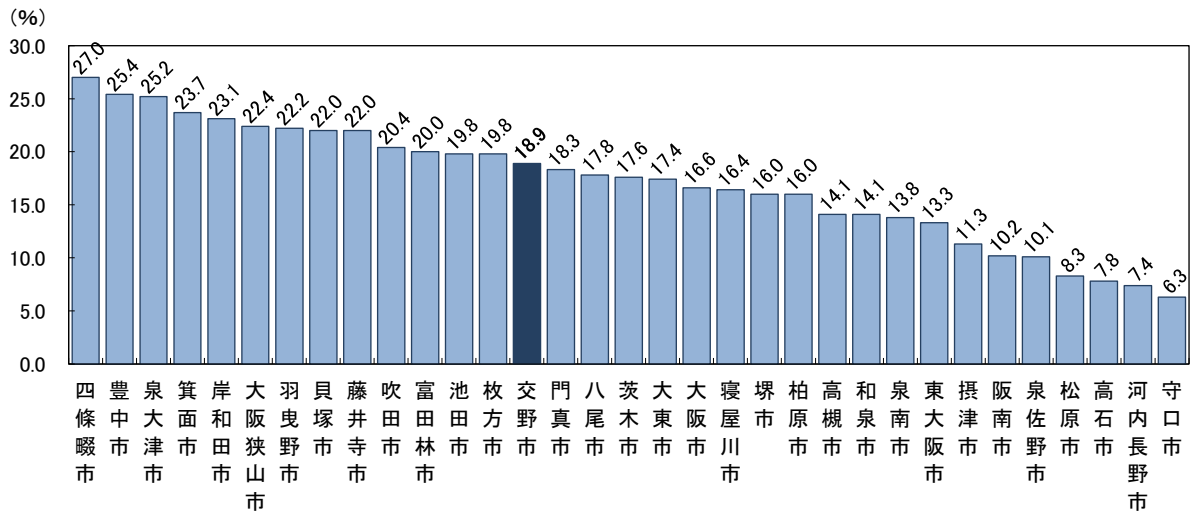
③市職員における管理職の女性割合の推移(大阪府・府内市町村・交野市)

市職員における管理職の女性割合は 18.9%で、大阪府・府内市町村平均を上回っています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 大阪府内の市の状況(令和3年)



④地域活動団体における役職者の女性割合の推移(交野市)

子ども会・育成会では女性の代表がほとんどを占めていますが、その他の団体では女性の参画が十分ではありません。防災会議では、全国・大阪府の平均を上回っていますが、2割に達していません。

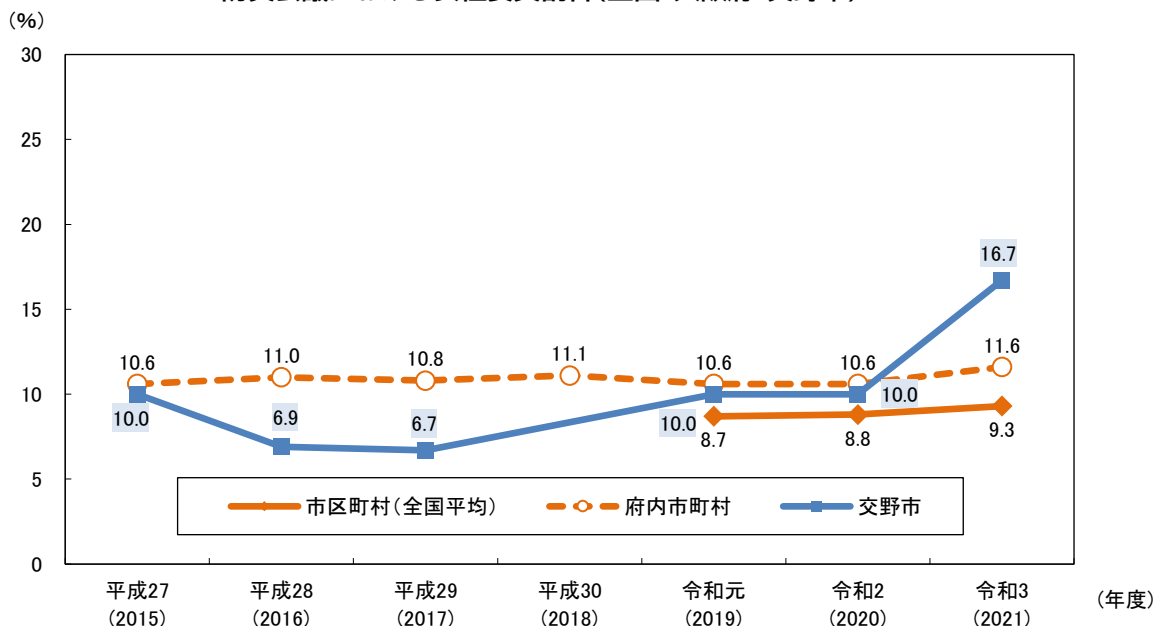
(人、%)

団体名	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
小学校の PTA の数	10	10	10	10	10	10
うち女性が代表者の数	2	2	2	1	2	1
参画率	20.0	20.0	20.0	10.0	20.0	10.0
中学校の PTA の数	4	4	4	4	4	4
うち女性が代表者の数	0	1	1	0	0	1
参画率	0	25.0	25.0	0	0	25.0
子ども会・育成会の数	12	11	11	10	9	8
うち女性が代表者の数	12	11	10	9	8	7
参画率	100	100	91.0	90.0	88.9	87.5
老人クラブの数	24	24	24	24	24	23
うち女性が代表者の数	1	1	2	2	2	1
参画率	4.2	4.2	8.3	8.3	8.3	4.3
自治会長の数	24	24	24	24	24	23
うち女性の自治会長数	2	3	3	2	0	2
参画率	8.3	12.5	12.5	8.3	0	8.7
自主防災組織役員数	21	21	21	21	22	22
女性役員数	1	2	3	0	1	2
参画率	4.8	9.5	14.3	0	4.5	9.1

注) 子ども会・育成会は各年度 6 月末現在、その他は各年度 4 月 1 日現在

資料：交野市 社会教育課、青少年育成課、高齢介護課、地域振興課、危機管理室

防災会議における女性委員割合(全国・大阪府・交野市)

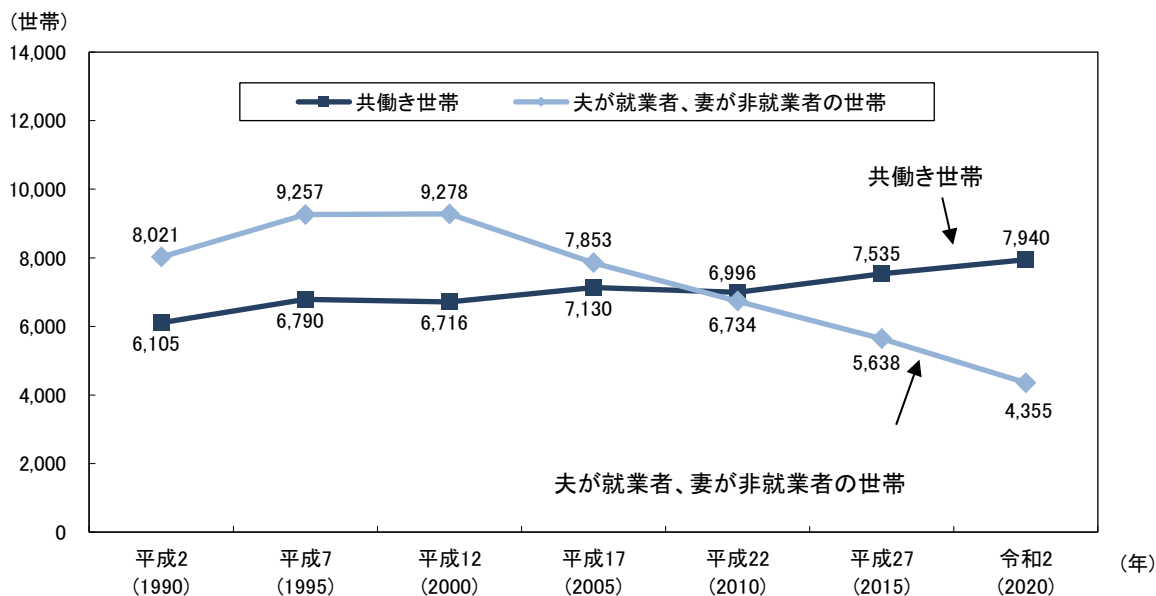


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3)就労における女性の状況

①共働き世帯の推移(交野市)

平成 22(2010)年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っています。



注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料：総務省「国勢調査」

②保育所定員、申込児童数、待機児童数等の推移(交野市)

令和3(2021)年度には、保育施設数、定員数が増加し、待機児童数が0となっています。

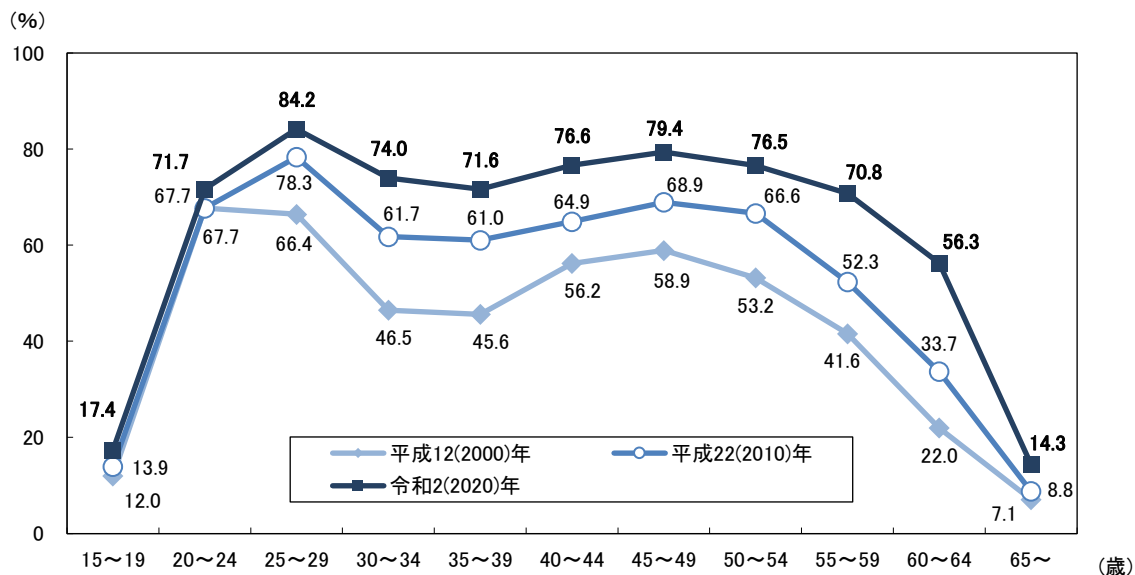
		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
施設・事業所数	A	23	22	24	25
定員	B	1,578	1,521	1,627	1,653
申込児童数	C	1,605	1,635	1,575	1,662
利用児童数	D	1,498	1,525	1,539	1,630
待機児童数 C-D-(G+H+I)	E	10	18	0	0
待機児童に 含まない 理由	地方単独保育施策 利用児童数(Dの内数)	F	0	0	0
	求職活動中のうち、求職 活動を休止している者	G	25	31	3
	特定の保育所等を 希望している者	H	72	61	33
	育児休業中の者	I	0	0	0
	合計(F+G+H+I)	J	97	92	36

注) 各年度 4月1日現在

資料：大阪府「保育所等利用待機児童数等の状況について」

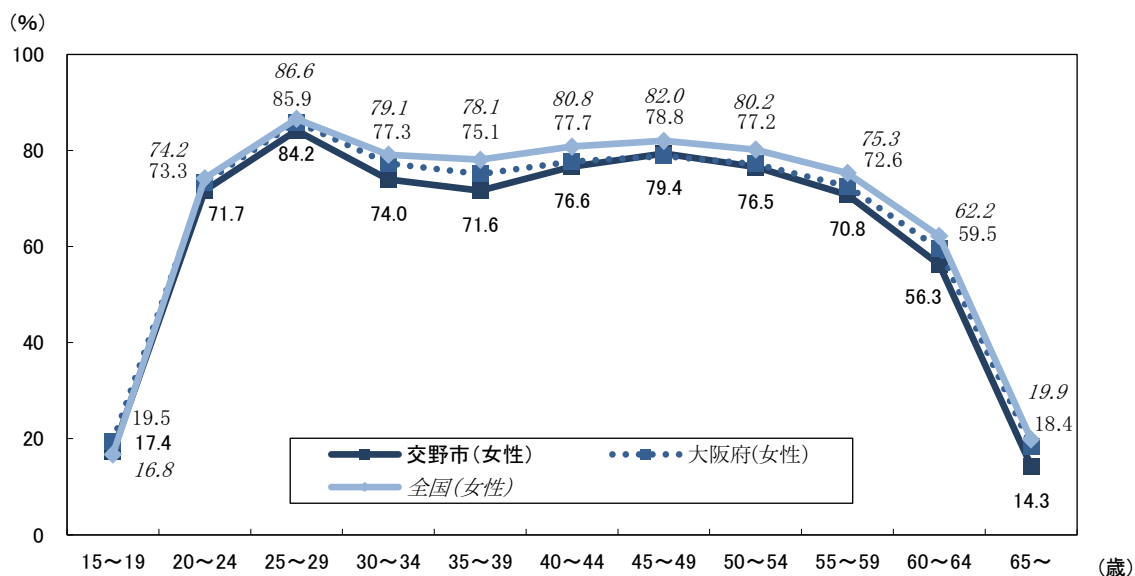
③女性年齢層別労働力率の変化(交野市)

女性の年齢層別労働力率は、この20年間で大幅に上昇していますが、全国・大阪府に比べるとやや低い状況です。



資料：総務省「国勢調査」

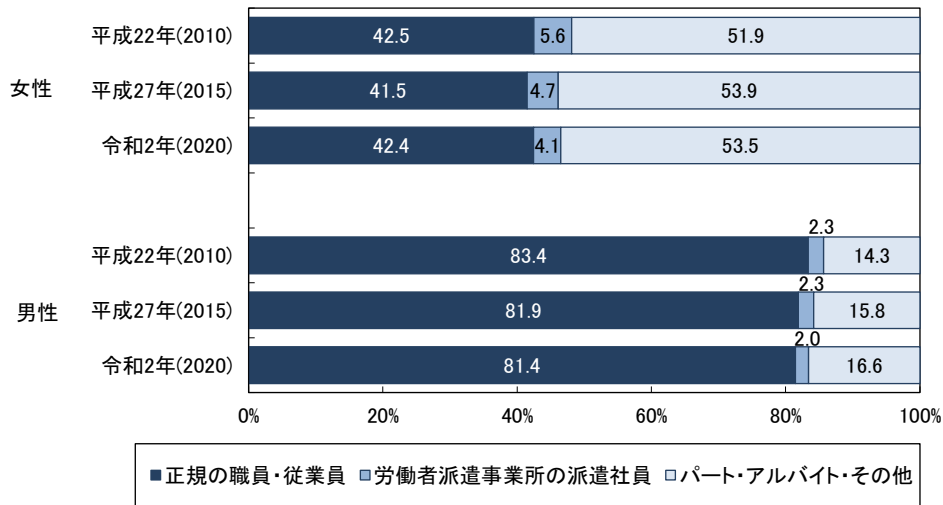
④女性年齢層別労働力率(全国・大阪府・交野市)



資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

⑤男女別雇用者の従業上の地位の構成割合(交野市)

全国的な状況と同様に、男性に比べて女性の正規職員・従業員の割合は低くなっています。



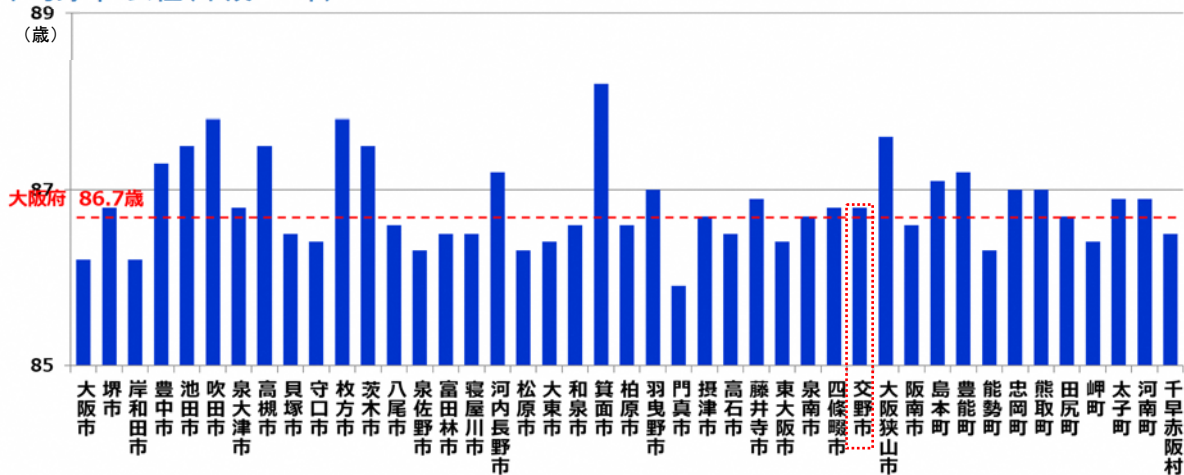
資料：総務省「国勢調査」

(4)健康の状況

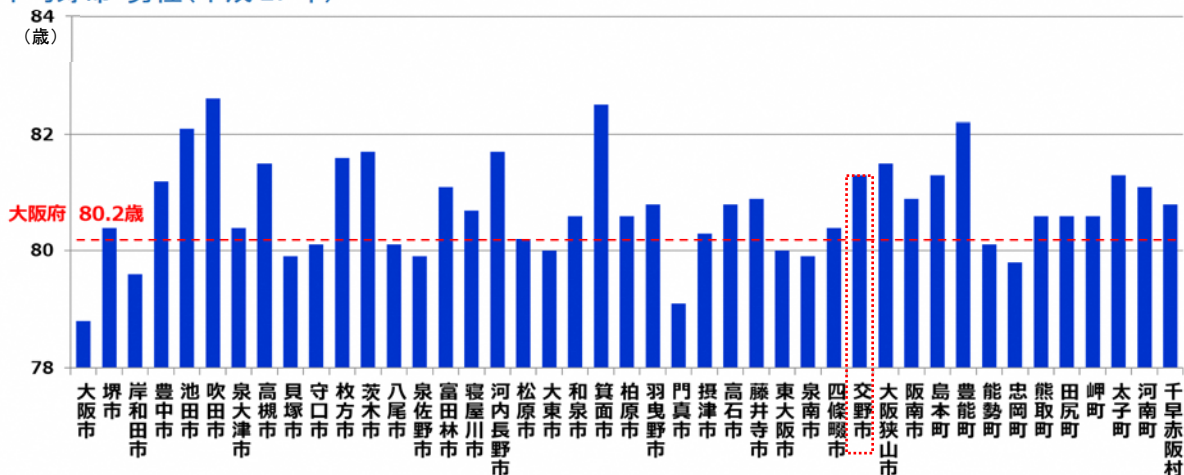
①男女別平均寿命(大阪府市町村)

男性の平均寿命は大阪府平均を上回っていますが、女性は概ね大阪府平均と同様です。

■平均寿命・女性(平成27年)



■平均寿命・男性(平成27年)

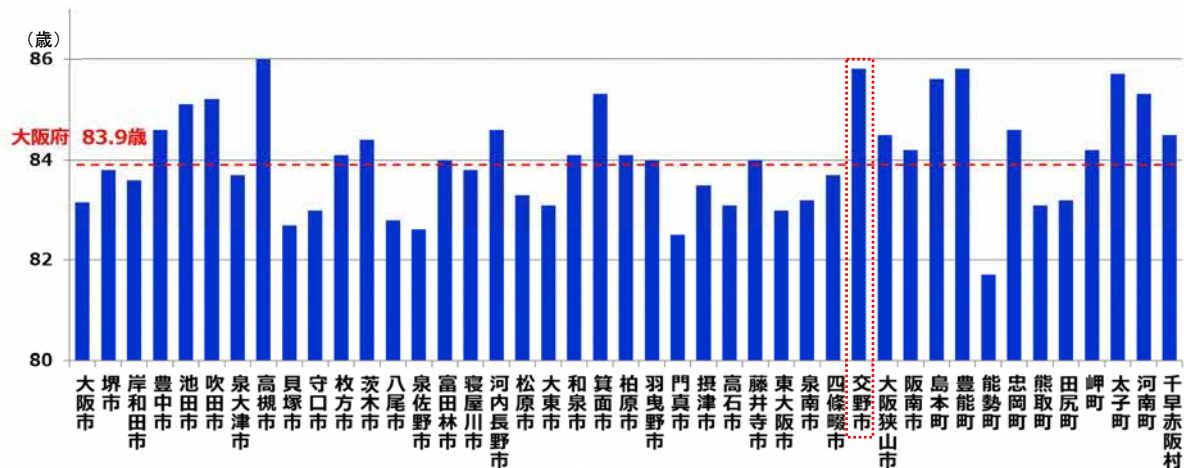


資料：大阪府健康データ(<https://kenkatsu10.jp/data/>)

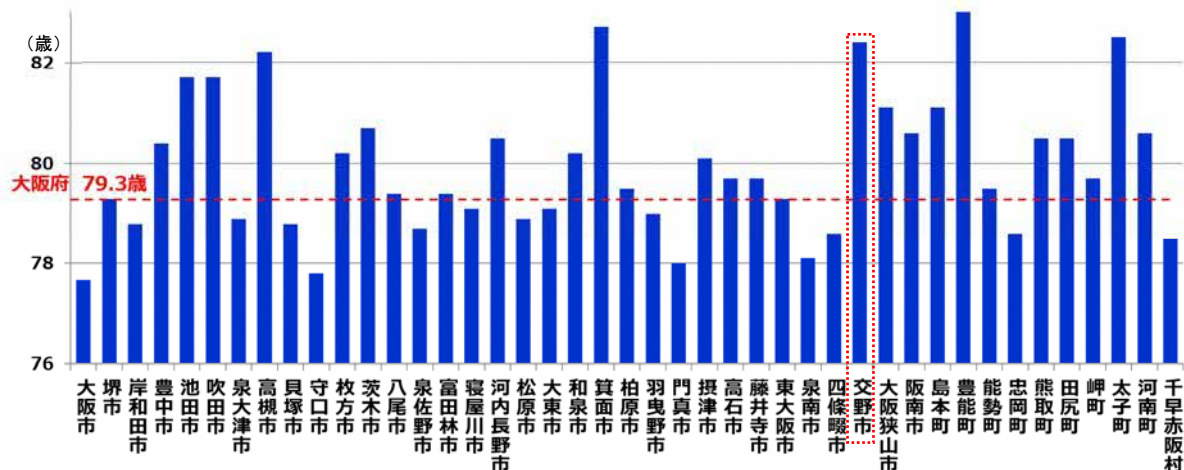
②男女別健康寿命(大阪府市町村)

健康寿命は男女ともに大阪府平均を上回っていますが、男性が特に長くなっています。

■健康寿命・女性(令和2年)[日常生活動作が自立している期間の平均]



■健康寿命・男性(令和2年)[日常生活動作が自立している期間の平均]



資料：大阪府健活データ (<https://kenkatsu10.jp/data/>)

③子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率(交野市)

令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症対策により集団健診の実施方法が変更となったため減少しています。

		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
乳がん	受診者数(人)	1,031	1,249	1,073	922	570
	受診率 (%)	12.4	16.2	14.9	12.9	9.7
子宮がん	受診者数(人)	1,582	2,134	1,898	1,690	1,260
	受診率 (%)	12.7	21.5	21.7	19.2	16.2

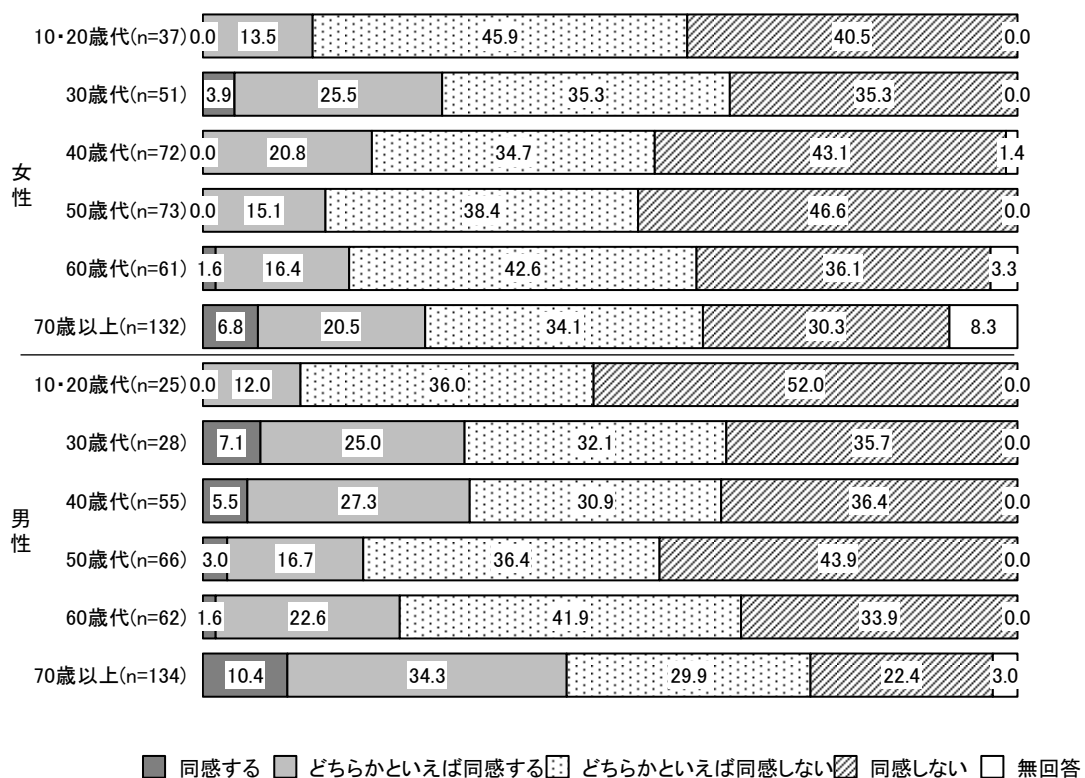
資料：交野市 健康増進課

(4) 市民アンケート調査からみる市民意識

① 性別役割分担意識

問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(〇は1つ)

年齢による傾向をみると、女性の30歳代、男性の30歳代・40歳代では、70歳以上を除く他の年代に比べて『同感する』(「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計)割合が高くなっていますが、この年代はちょうど子育て期にあたる年代で、就労を中断する女性が多いことを反映していると考えられます。

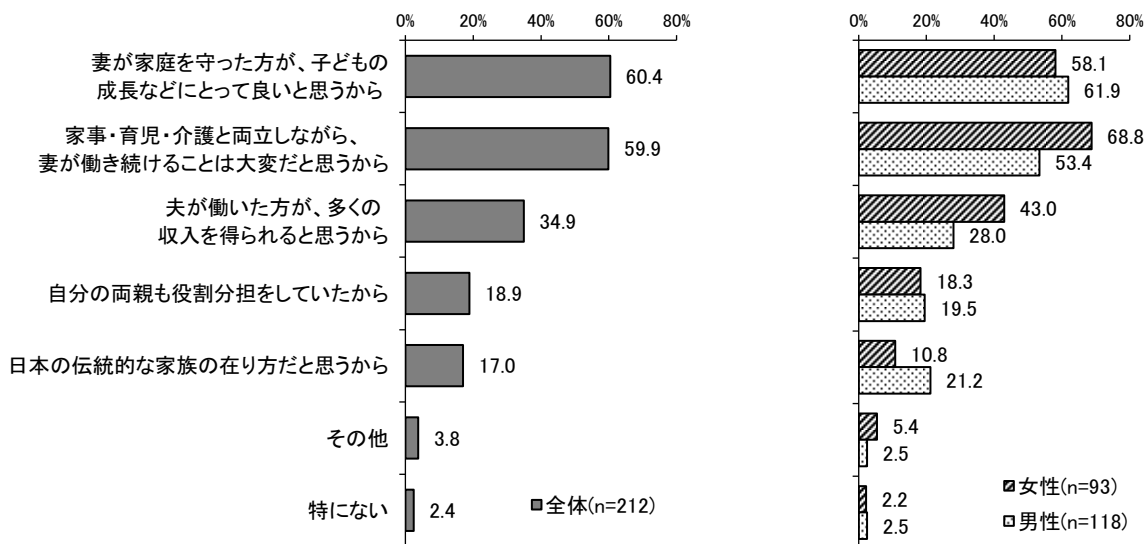


②性別役割分担に同感する理由・同感しない理由

問 それはなぜですか。この中からいくつでもあげてください。(〇はいくつでも)

同感する人の理由では、子どもの成長にとって良いと思うことと同程度に、仕事と家事・育児・介護との両立の大変さがあげられています。

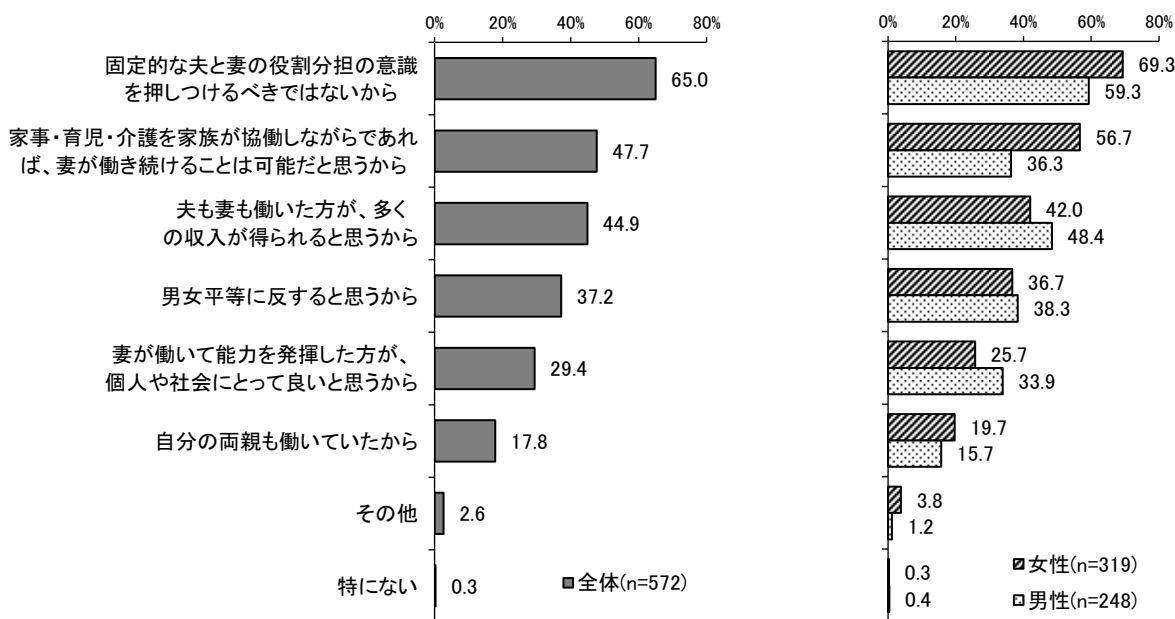
男性に比べて女性の方が、両立の大変さをあげる割合が高いのは、女性を取り巻く現実を反映していると考えられます。



同感しない理由では、男女の固定的な役割分担の押しつけに異議を唱える人が多くなっています。

また、家族が協力すれば妻が仕事と家事・育児・介護を両立することは可能だと思う割合は、男性に比べて女性の方が約20ポイント高くなっています。

女性は男性に比べて、仕事と育児等の両立に困難を感じる傾向が強い一方で、家族が協力することで両立は可能だと考える傾向も強くなっています。



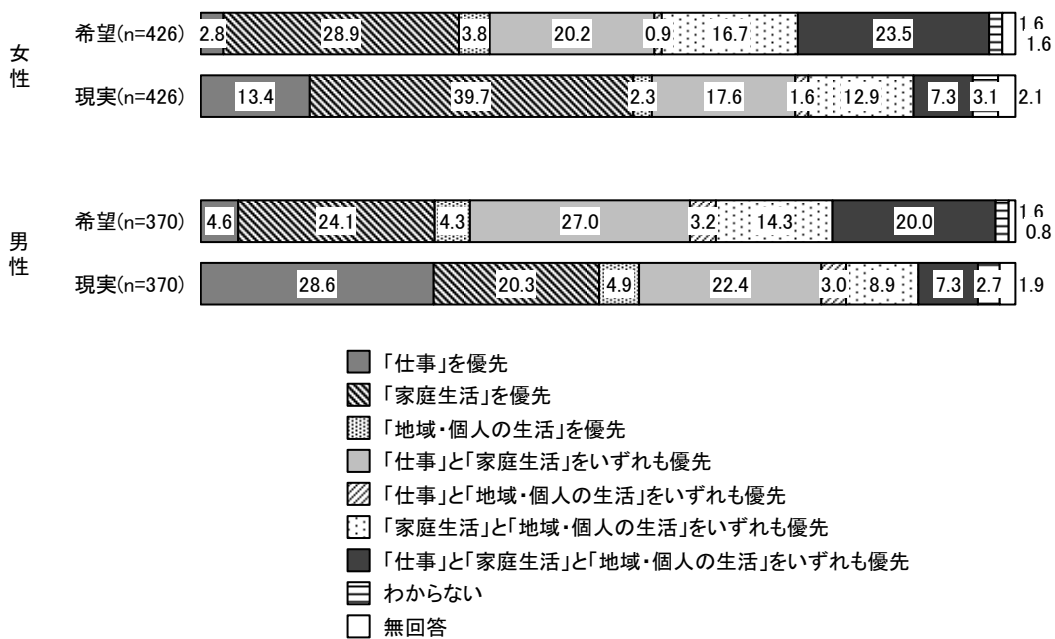
③生活のなかで優先したいこと、優先していること

問 あなたは、生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域の活動、趣味、学習、社会参加活動など）」で何を優先しますか。希望と現実（現状）に最も近いものをそれぞれお答えください。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度では、男女とも希望では、どれか一つを優先したい人は3割台に対して、二つ以上のいずれも優先したい人は6割を超えています、現実には、一つを優先している人が5割を超えています。

現実には、男性は仕事を、女性は家庭生活を優先している傾向です。男性は仕事、女性は家庭生活の責任を担っていることが多い現実が反映されていると考えられます。

男性の30歳代から50歳代は、現実の生活では「仕事」を優先している人の割合が高く、希望とのギャップが特に大きくなっています。「働き盛りの男性は仕事を優先して当然」といった社会通念の影響もあって、仕事を優先せざるを得ない現実があると考えられます。

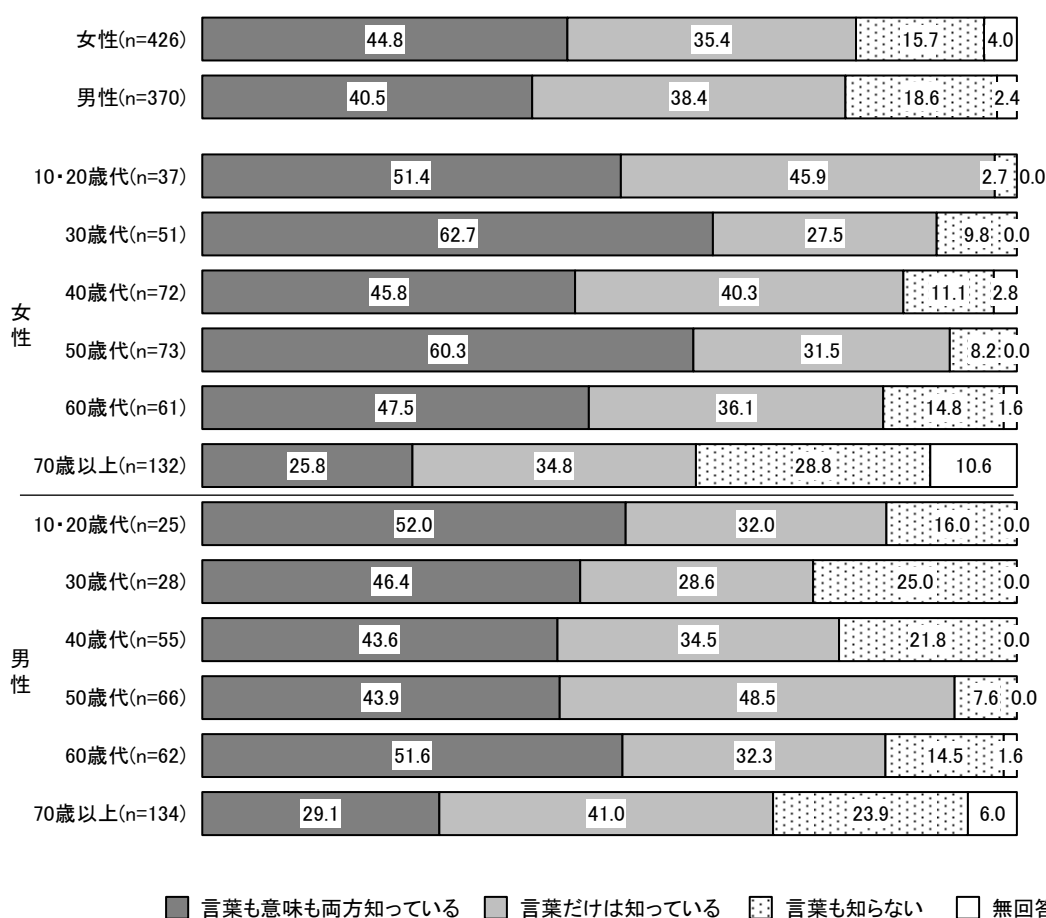


④セクシュアルマイノリティの認知度

問 あなたは、LGBTQ+⁴をはじめとするセクシュアルマイノリティについて、どの程度知っていますか。
(○は1つ)

セクシュアルマイノリティの言葉も意味も知っている人は、男女とも4割台で、言葉だけ知っている人を合わせると、8割前後の認知度となっています。

男女とも70歳以上の人は、60歳代以下に比べて認知度が低い一方で、女性10・20歳代、男性50歳代では、認知度が9割以上となっています。

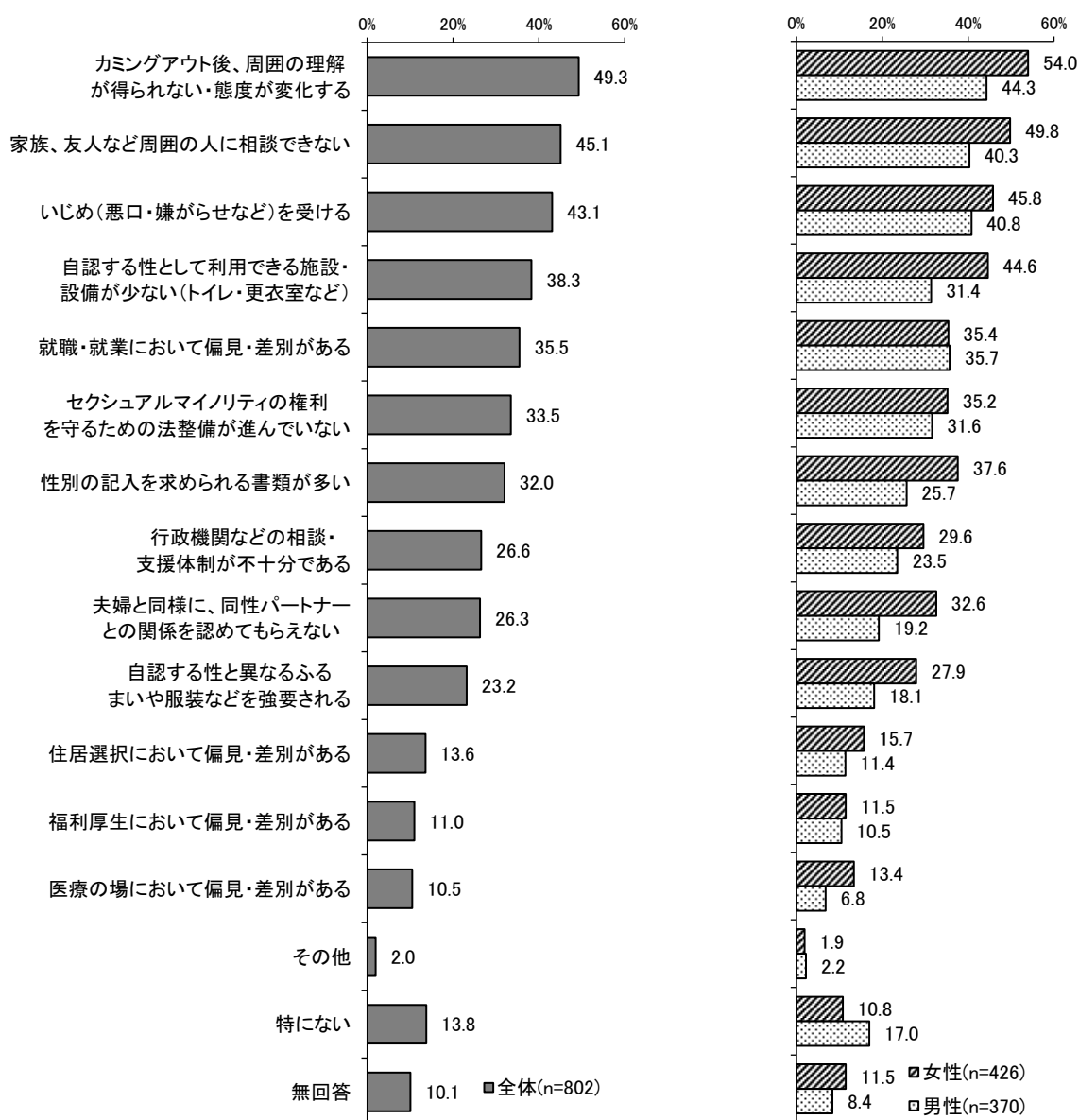


⁴ **LGBTQ+** : LGBT は、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クエアやクエスチョニング) の頭文字をとった言葉。「クエア」は「風変わりな、奇妙な」という意味の英語で、かつては同性愛者への侮蔑語として使われていたが、今は、当事者によって自己肯定的に使われるようになっている。「クエスチョニング」は、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等を表している。「+」は、他にも様々なセクシュアリティがあることを示すためにつけられている。

⑤セクシュアルマイノリティにとって生活しづらい社会となっている原因

問 LGBTQ+をはじめとするセクシュアルマイノリティにとって、どのようなことが生活しづらい社会にしていると思いますか。(〇はいくつでも)

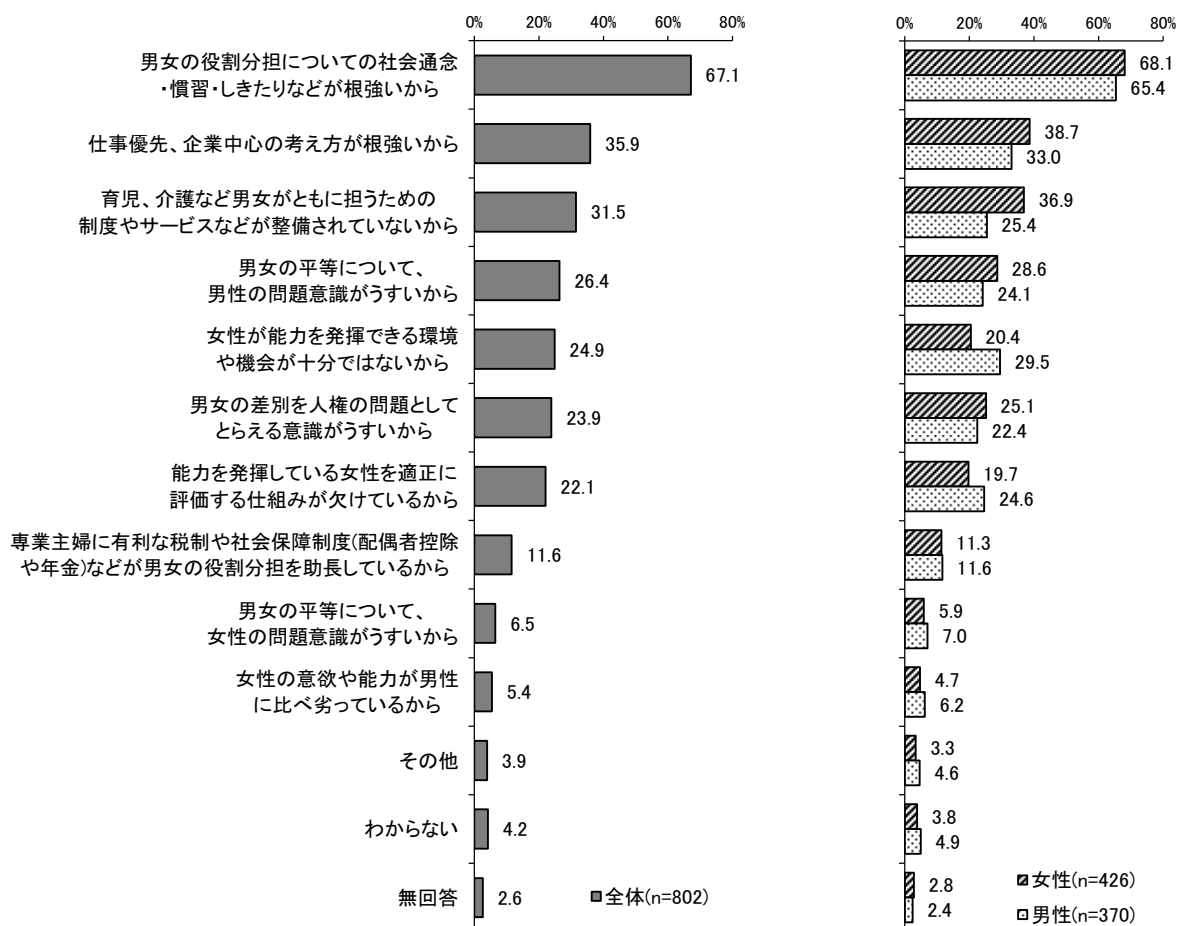
セクシュアルマイノリティにとって生活しづらいことについては、ほとんどの項目で男性より女性の回答割合が高く、セクシュアルマイノリティの生活しづらさへの認識の程度が男女で異なる傾向がうかがえます。



⑥社会全体でみて男女平等でない原因

問 社会全体でみて、男女平等でない原因は何だと思いますか。(〇は3つまで)

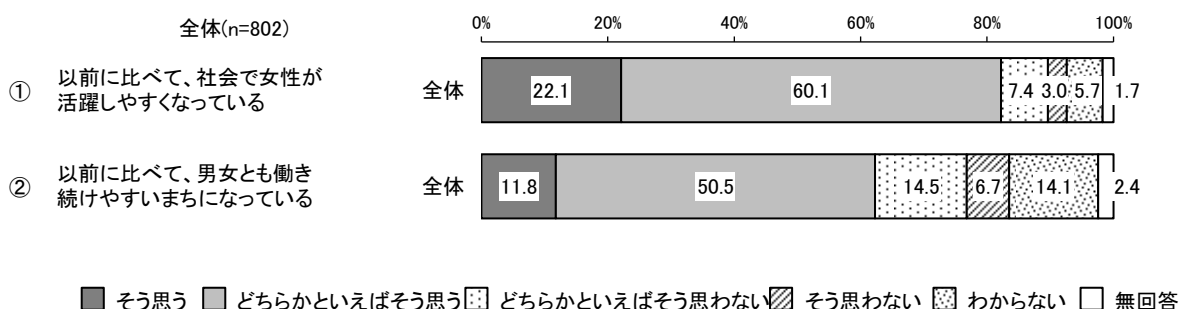
社会全体でみて男女平等でない原因が、男女の役割分担意識が根強いことであるという認識については、男女の違いはほとんどありません。2番目、3番目に回答割合が高い、仕事優先の考え方が根強いことや、育児、介護などを男女がともに担うための制度が整備されていないことの影響にも男女の役割分担意識があると考えられます。



⑦男女共同参画の進展に関する認識

問 あなた自身の経験からみて、次のことについてあなたのお考えに近いものを選んでください。(〇は①～②それぞれに1つ)

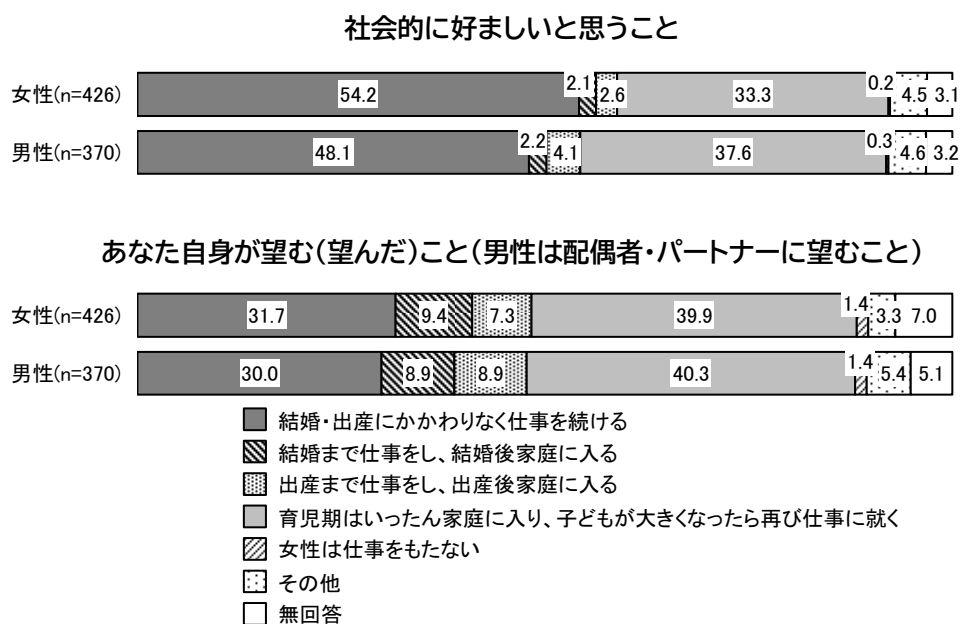
以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている、男女とも働き続けやすいまちなっているかどうかについては、進展していると感じる人は多くなっています。



⑧好ましいと思う女性の働き方

問 女性の就労について、好ましいと思うのは次のどれですか。(〇は①~②それぞれに1つ)

社会的に好ましいと思う女性の働き方については、結婚・出産にかかわらず仕事を続けるという回答が男女とも最も高くなっていますが、一方で女性自身が望む働き方と男性が女性に望む働き方では、育児期はいったん家庭に入り、子どもが大きくなってから再び仕事に就くという回答が上回ります。理想と現実のギャップの背景には、男女がともに仕事と育児を両立して働き続けやすい社会環境が整っていない状況があることが理由として考えられます。



3 第2次計画期間における主な取組と課題

第2次計画における主な取組の評価と課題は以下の通りです。

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 女性管理職の登用率は上昇していますが、計画の目標値には届いていません。男性に比べて女性の方が出産・育児等のライフイベントが仕事と家庭の両立に影響し、管理職になるまでに離職する者が多い傾向があります。

長時間労働の削減や効率的な働き方を促進するなど、女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる環境を整えるとともに、女性の意識喚起も必要です。

- 審議会等の女性委員の割合は、全体では目標値を達成しましたが、女性委員がいない審議会等があり、審議会等によって女性割合の差が大きくなっています。

女性登用のために様々な取組を講じて、全審議会等で30%を上回るよう取組を推進する必要があります。

主要課題2 男女共同参画を促す社会環境の整備

- 性別にとらわれない表現による情報発信を行うよう市内で点検していますが、表現が適切かどうかの判断基準が共有されていないという指摘も聞かれています。

ジェンダー平等な表現についての統一した判断ができるよう、「大阪府男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」等を活用して、市内における認識の共通化を図る必要があります。

- 自治会やPTAでは、実際の活動は女性が担っていることが多いですが、会長職は男性がほとんどを占めています。

男女双方に対して意識改革を働きかけていく必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、令和2(2020)年度・3(2021)年度は、対面型事業の中止または規模縮小を余儀なくされました。

従来の開催方法にとらわれない、多様な実施方法についての情報収集と研究を行う必要があります。

主要課題3 女性の職業生活における活躍の推進

- 平成29(2017)年度から開始した女性活躍推進優良事業者表彰は、令和3(2021)年度までに10社を表彰し、市ホームページで各社の取組を紹介しています。

事業の周知と応募の促進を図るとともに、表彰事業所と協働による取組等の検討も必要です。

- 市内事業所に対する女性活躍推進や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた取組の情報発信が一部の事業所やチラシの配架のみにとどまっています。

今後は、北大阪商工会議所等との連携による情報発信などの工夫を検討する必要があります。

- 令和3(2021)年度における市男性職員の育児休業取得は、対象者15人中6人が取得し、取得率は40%となり、特定事業主行動計画の目標10%を大幅に上回りました。
今後も引き続き、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりを進める必要があります。
- 市職員の採用試験受験者の女性割合は、近年4割程度を推移していますが、男女で職種に偏りがあります。技術職、消防職の応募が少なく、女性の配置に至っていません。女性消防職員については、令和8(2026)年度までに全国目標である8%の達成をめざしていますが、現状は約1.3%(令和元年4月)であり達成は厳しい状況です。
他市における女性採用の状況等を調査するなどして、女性の応募者を増やす方策を検討する必要があります。

主要課題4 子育て支援体制の確立

- 令和2(2020)年度・3(2021)年度は、多くの事業が中止または規模縮小を余儀なくされました。子育て中の保護者が育児不安に陥ったり、孤立したりしないように、教室再開に向けた実施体制の検討が必要です。
- 児童の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室(フリースペース)は、令和3(2021)年度は延342日開催し、延参加人数11,589人となりました。子どもが安全に活動できるよう見守りを行う「安全ボランティア」を配置していますが、多様な活動を行うには安全ボランティアの増員が必要です。
地域に出向いて、事業の必要性や安全ボランティアの役割について理解と協力を得て、安全ボランティアの増員につなげる必要があります。
- 共働き世帯の子育て支援として実施する放課後児童会は、働く保護者が増加して、その需要が高まっています。本市では、小学6年生までを対象に令和3(2021)年度からは、早朝見守り対応時間を7時30分からに拡大し、19時までの延長対応を実施しています。
中長期的な入会児童数を予測して、安全確保とより良い環境整備を進めていく必要があります。
- 乳幼児健診、健康相談、訪問事業等を通じて、保護者の悩みや心配ごとに寄り添い、保護者が安心して子育てできるよう支援しています。
乳幼児健診未受診者に対しては訪問での受診勧奨を行い、それでも都合で受診できない場合は、保育園等で対象児の状況を把握して、全員把握をめざす必要があります。

主要課題5 豊かな高齢期に向けての施策の充実

- 高齢者対象の事業も子育て支援と同様に令和2(2020)年度・3(2021)年度は、多くの事業が中止または規模縮小を余儀なくされました。
外出機会が減少することによる高齢者のフレイル⁵や認知症の進行が懸念されます。
地域とのつながりを絶やさないために見守り活動等を継続して、高齢者を支援していく必要があります。

⁵ フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。

主要課題6 配偶者等に対する暴力の根絶

- 女性のための相談、人権なんでも相談、人権擁護委員による相談を実施しています。相談員に対しては、大阪府人権協会等が実施するDV被害者に対する相談支援研修等の受講を促しています。人権相談、女性相談につなぐ相談サポーター体制の強化をめざしていますが、人材養成に至っていません。これまで協力を得ていた交野市人権協会の会員が高齢化に伴い対応が難しくなっています。新たな人材の開拓が必要です。

主要課題7 健康と福祉の増進

- 新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、集団健診体制を変更したため健診受診率が大幅に低下しています。集団健診が実施できない場合の実施体制を見直す等、引き続き受診率向上につなげるための工夫・対応が必要です。
- 子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した対象者に対して、キャッチアップ接種が実施されるため、実施体制の構築が必要です。
- 妊娠届出が妊娠中期以降に行われるケースがあり、支援の必要性を把握して、適切に見極めるよう努めています。要支援の妊産婦に対しては、継続的な見守りを行う必要があります。

主要課題8 メディアにおける性の商品化・人権侵害への対策

- メディアにおける女性への人権侵害の根絶と男女の多様なイメージの承認を啓発し、また、性別にとらわれない表現による情報発信を行うよう庁内で点検していますが、表現が適切かどうかの判断基準が共有されていないという指摘も聞かれています。
ジェンダー平等な表現についての統一した判断ができるよう、「大阪府男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」等を活用して、庁内における認識の共通化を図る必要があります。(再掲)

主要課題9 男女平等に基づく教育、多様な性への理解、学習の推進

- 学校教育においては、男女平等教育推進委員会を設置して定期的に会議を持ち、市内小中学校での男女平等教育の実践交流を行っています。令和3(2021)年度は各校の実践事例をまとめた「男女平等教育実践事例集」を作成しクラウド上に保存して、市内の教員が共有できるようにしました。新型コロナウイルス感染症の影響で集合研修を実施できなかったため、今後は研修や会議においてオンラインの活用を検討する必要があります。
- 家庭に対する啓発機会である家庭教育学級の開催が平日昼間の時間帯であるため、男性の参加が得にくくなっています。
土日の開催や児童生徒の祖父母の参加を促すなどの検討が必要です。
- 「交野市パートナーシップ宣誓制度」は令和元(2019)年11月から実施している制度であり、令和3(2021)年4月に枚方市と、令和4(2022)年9月には大阪府と府内7市との相互連携協定を締結しました。
制度の趣旨を広く市民に周知して、性の多様性に対する理解を深める必要があります。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向		
あらゆる分野における男女共同参画 基本目標Ⅰ	主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1. 市職員における女性管理職の登用推進	女性活躍推進計画	
		2. 審議会等委員の女性の登用推進		
	主要課題 2 地域・家庭におけるジェンダー平等の実現	3. 誰もが活躍できる地域社会づくり		
		4. 男性の家事・子育て・介護等への参画促進		
		5. 地域防災活動への女性の参画促進		
	主要課題 3 働く場における女性の活躍推進	6. 雇用における男女平等な機会と待遇確保の推進		
		7. 女性の就業支援		
		8. 職場におけるハラスメントの防止		
		9. 農業分野における女性の活躍促進		
	主要課題 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	10. 仕事と育児・介護との両立支援		
		11. 事業所における両立支援対策の促進		
		12. 多様な働き方への支援		
安全・安心な暮らしの実現 基本目標Ⅱ	主要課題 5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	13. 暴力の予防と根絶のための社会意識の浸透	DV防止基本計画	
		14. 相談支援体制の充実		
		15. DV等被害者保護と自立支援の推進		
		16. 性暴力の防止と被害者支援		
	主要課題 6 生涯を通じた健康の支援	17. 性差に配慮した健康課題への対応		
		18. 性と生殖に関する健康と権利の浸透		
	主要課題 7 困難を抱える人への支援	19. 生活上の困難に直面する女性等への支援		
20. 複合的に困難な状況におかれている人への支援				
意識の浸透 基本目標Ⅲ	主要課題 8 教育・メディア等を通じた意識改革の推進	21. 多様な選択を可能にする教育の充実		
		22. あらゆる世代に向けた学習機会の提供と啓発の推進		
	主要課題 9 多様性を尊重する意識改革	23. 性の多様性についての理解促進		
		24. 多文化共生のまちづくり		

2 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

【女性活躍推進計画】

主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市では、前期計画において審議会等の委員に占める女性割合目標30%とし、すべての審議会等で達成できることをめざしていました。令和3(2021)年4月1日現在把握している、33ある審議会等全体の平均では38.7%で目標を達成しているものの30%を超える審議会数は19で、残りの14は30%に達しておらず、女性委員が0の審議会が1、委員会が1あります。女性委員0の審議会等の解消とすべての審議会等における30%の達成を引き続きめざしていく必要があります。

各団体の役職者に委員を委嘱している審議会等において女性委員の登用が困難であるという課題があげられています。地域団体に対して役職者に女性登用を働きかけることや役職者にかかわらない委員推薦を促す必要があります。また、学識経験者の委員選出においても女性の候補者の情報提供や事前協議を行うなど各審議会等の所管課に対して行う必要があります。

本市の職員採用では、採用者に占める女性割合が近年は5割を超える年が続いていました。

令和4(2022)年4月1日現在の市管理職(課長代理を含む)に占める女性割合は27.5%で、前年より上昇しましたが、令和4(2022)年度目標値の30%に達していません。女性職員は管理職になる前に離職する割合が高いことから、長時間労働の削減や効率的な働き方を推進して、すべての職員が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる環境を整える必要があります。

■市職員の推移(交野市)

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
採用試験受験者の女性割合(%)		30.3	40.0	38.3	38.7	38.3
採用者における女性割合	採用人数(人)	7	13	15	7	10
	うち女性(人)	4	7	9	5	4
	女性比率(%)	57.1	53.8	60.0	71.4	40.0
職員数	全体(人)	543	545	539	539	531
	うち女性(人)	196	193	188	188	186
	女性比率(%)	36.1	35.4	34.9	34.9	35.0
管理職	全体(人)	156	163	163	163	171
	うち女性(人)	39	37	38	42	47
	女性比率(%)	25.0	22.7	23.3	25.8	27.5

資料：人事課

施策の方向 1. 市職員における女性管理職の登用推進

【主な取組】

1	女性の職域の拡大と積極的な登用 技術職、消防職等への女性応募者の拡大を図るとともに、女性の活躍推進にかかる特定事業主行動計画を着実に推進します。
2	女性職員の人材育成 女性職員のキャリアアップ促進に向けた研修の充実や外部研修への派遣を積極的に行います。

施策の方向 2. 審議会等委員の女性の登用推進

【主な取組】

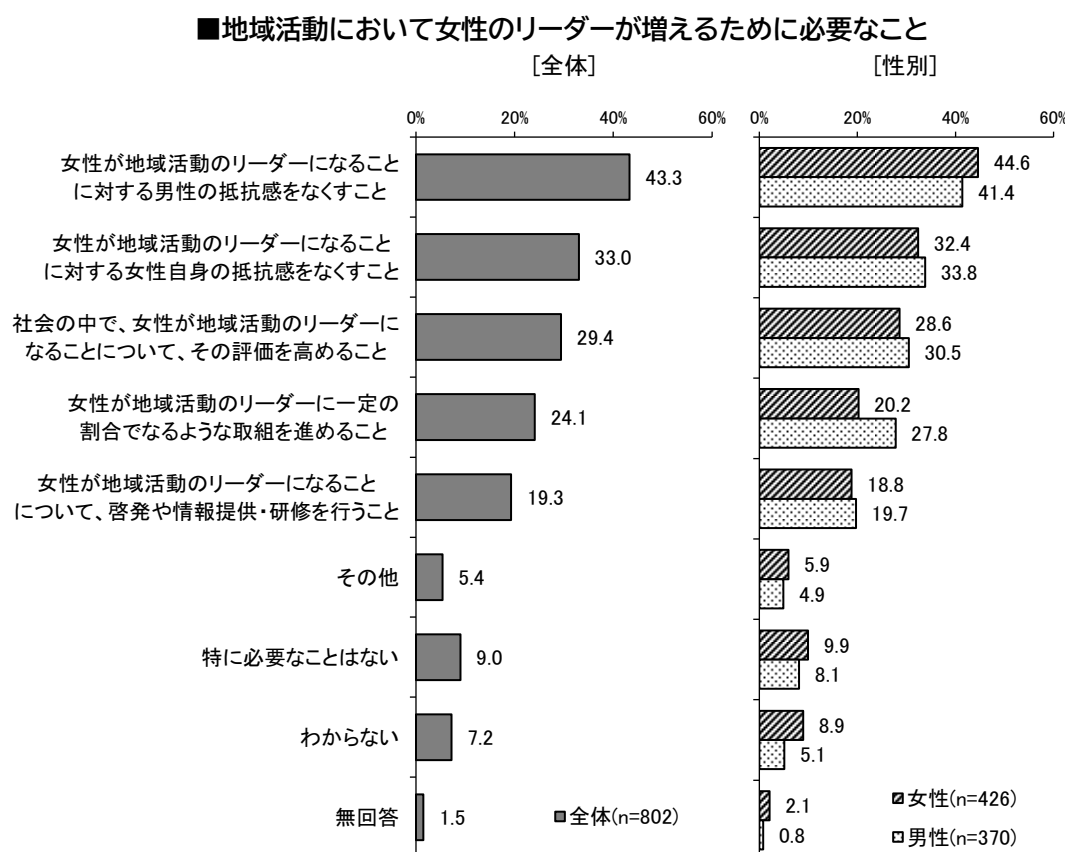
3	女性登用に向けた環境整備 市の審議会等の女性委員について定期的に進捗管理を行い、女性委員の登用が進んでいない審議会等の要因を所管課とともに対処策を協議します。
4	女性人材の情報収集と共有 女性委員候補者の人材情報を収集し、庁内関係課で情報共有します。
5	政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成 女性の参画意識の向上と学習機会を提供するリーダー養成を進めます。

主要課題2 地域・家庭におけるジェンダー平等の実現

市民の暮らしに最も身近な地域の活動においては、多様な市民が意見を出し合ってまちづくりを進めていくことが誰にとっても暮らしやすい地域社会につながりますが、本市では、地域団体における役員等への女性の参画が十分であるとは言えません。「市民アンケート調査」をみると、地域活動における女性リーダーが増えるためには、男性・女性双方の抵抗感をなくすことをあげる人の割合が高くなっています。男性が女性のリーダーに対する抵抗感を持つのと同時に女性自身がリーダーとなり責任を担うのを避ける傾向があることを示していますが、自分たちが暮らしやすいまちをつくるためには、誰もが対等な立場で責任を分かち合い成果を享受するのが原則です。同じ立場に立つことで相手の苦勞も理解して互いに協力する意識も高まります。性別にかかわらず、家庭や地域をともに担っていく協働意識の向上を推進します。

これまで男性は、家事・子育て・介護の技術を身につける機会が少なかったため、苦手意識が先に立って動き出せないということがありました。男性が個人として家庭生活を楽しみ充実した毎日を送ることにつながるような機会を提供し、仲間づくりを支援します。

また、女性の地域防災・減災活動への参画拡大とともに、避難所運営等において女性をはじめとする多様な市民の声を反映して、誰もが安心できる仕組みづくりに取り組みます。



資料：交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和3年）

施策の方向 3. 誰もが活躍できる地域社会づくり

【主な取組】

6	男女共同参画による地域社会づくりの機運醸成 地域活動に誰もが対等な立場で参加し、協力し合う機運を醸成します。
7	地域団体の役職者への女性の登用促進 地域団体に対して、女性や若者の役職登用を働きかけます。
8	行政と市民団体との協働の推進 市と市民団体の協働事業の実施に積極的に取り組みます。
9	男女共同参画に関する市民活動の支援 男女共同参画コーナーを充実して、その活用を促すなど市民活動を支援します。

施策の方向 4. 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

【主な取組】

10	男性の家事・育児・介護への参加を促すための支援 男性が家事・育児・介護等の知識や技術を身につける機会を提供します。
11	地域における男性の仲間づくり 男性が同じ立場の人と情報交換や相談ができるよう、地域における仲間づくりを支援します。

施策の方向 5. 地域防災活動への女性の参画促進

【主な取組】

12	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進 地域防災会議への女性の参画を推進するとともに、多様な市民の声を反映した計画となるよう配慮します。
13	多様な市民に配慮した避難所運営の仕組みづくり 地域住民が主体となって、多様な住民が参加して避難所運営について話し合う機会を提供します。

主要課題3 働く場における女性の活躍推進

雇用されて働く女性は増加していますが、「市民アンケート調査」をみると、職場における男女の地位の平等感では、男性が優遇されていると感じる人は、男女ともに半数を超えています。昇進や昇給、教育機会の格差や男性中心で物事や仕事の分担が決まったりする職場が多いことを示しています。

雇用の場における平等な機会と待遇の確保とともに、誰もがやりがいを感じつつ、能力を発揮して仕事をするためには、ハラスメントのない職場であることは大前提となります。職場におけるパワーハラスメントの増加を受けて、企業が防止対策を講じることを義務づける法律が施行され、令和4(2022)年4月1日からは中小企業も義務化の対象となっています。

コロナ下において、テレワークが拡大するなかで、Web会議中やオンラインチャット上で受けるハラスメントの問題も顕在化しています。

企業には、男女の均等な機会と待遇の確保など労働関連法令の順守とともに、どのようなハラスメントも許さない姿勢を持つことで、誰もが働きやすい職場づくりが求められます。また、働く人のライフステージに応じた柔軟な働き方や幅広い分野で女性が活躍できる環境も必要です。

また、食料・農業・農村基本法において、「女性の参画促進」が明記されており、農業分野に対する男女共同参画の促進を推進します。

■大阪労働局における男女雇用機会均等にかかる相談状況 (件)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
性差別	97	87	85	105
妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱い	411	459	437	389
セクシュアル・ハラスメント	558	472	385	528
妊娠・出産等ハラスメント	186	165	155	175
母性健康管理	268	278	646	644
その他	236	144	126	65
合計	1,756	1,605	1,834	1,906

注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の内容を件数として計上している。

資料：大阪労働局「大阪労働局統計年報」

■大阪府労働相談センターにおけるハラスメント相談状況 (件)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
職場におけるハラスメント・ 人間関係	2,107	2,130	1,459	1,756	1,852
セクシュアル・ハラスメント	163	215	120	68	106
職場のいじめ	1,048	1,067	739	721	723
職場の人間関係	896	848	600	967	1,023

資料：大阪府商工労働部雇用推進室 労働環境課「令和3年度労働相談統計年報」

施策の方向 6. 雇用における男女平等な機会と待遇確保の推進

【主な取組】

14	女性活躍にかかる職場環境整備の促進 市内事業所に対して、女性活躍推進優良事業者表彰事業や女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定と助成金活用支援による職場環境整備を促進します。
15	「男女雇用機会均等法」等労働法令順守の周知・啓発 労働関係法令の改正情報の周知・啓発により法令順守意識の向上を図ります。

施策の方向 7. 女性の就業支援

【主な取組】

16	就労を希望する女性への能力向上機会の提供 資格取得や再就職準備のための情報を提供します。
17	就労相談・就労支援の充実 就労専門相談員による相談を実施し、関係機関との連携による支援を行います。

施策の方向 8. 職場におけるハラスメントの防止

【主な取組】

18	事業所に対するハラスメント防止義務の周知・徹底 市内事業所に対して法改正情報を周知するとともに、交野事業所人権推進連絡会等における研修を推進します。
19	市民に対するハラスメントの理解と予防の啓発 市民がハラスメントの被害者にも加害者にもならないための啓発を行います。
20	庁内におけるハラスメント防止対策の強化 庁内における相談体制を周知して、ハラスメント防止を徹底します。

施策の方向 9. 農業分野における女性の活躍促進

【主な取組】

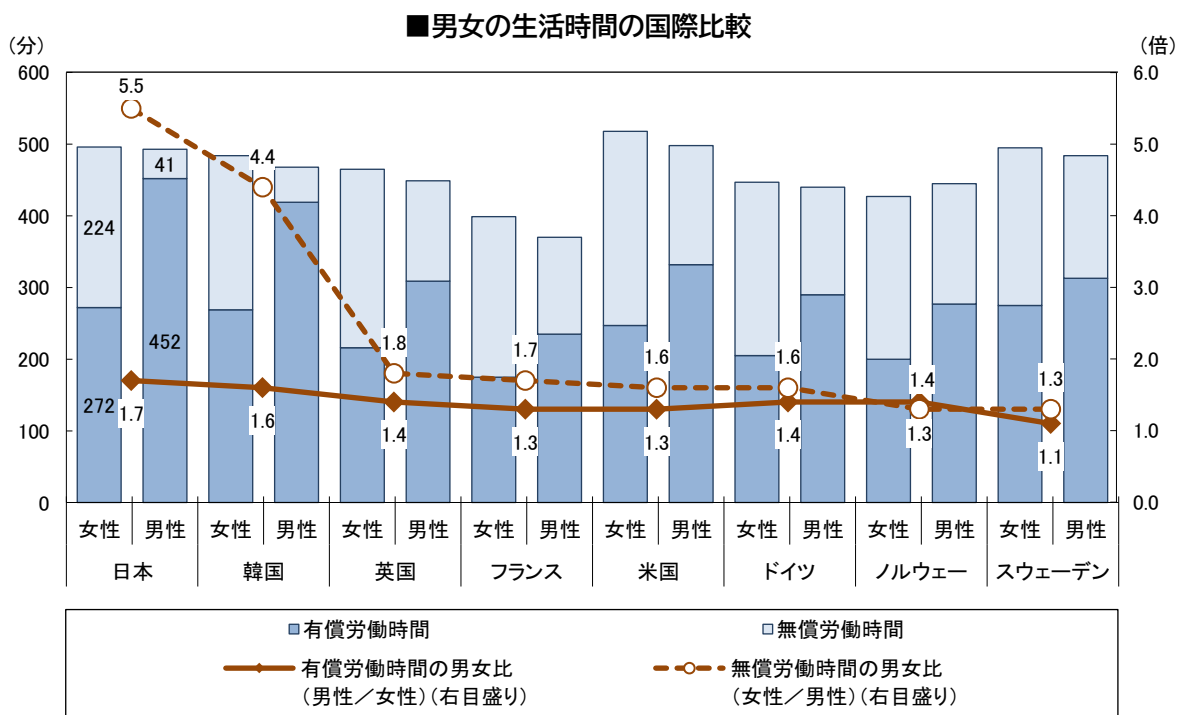
21	女性農業者の農業経営への参画の推進 女性の農業士や認定農業者の育成、家族経営協定の締結を促進します。
22	農業の魅力発信と男女共同参画の促進 市内の若手農業者等と協働して農業の魅力発信と女性の参画を促進します。

主要課題4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

男女の生活時間の国際比較をみると、家事・育児等の無償労働の男女比が日本は突出して大きくなっています。また、有償労働(仕事)の時間は、日本の男性は欧米各国に比べて極めて長い状況です。こうした背景には、家事・育児・介護等を女性の役割とみなす意識に加えて、男性の長時間労働や育児休業等を取りづらい職場の雰囲気があげられ、働く女性に家事・育児・介護等の負担が大きくなっています。

育児・介護休業法が改正されて、柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の分割取得が可能になるなど、男性が育児休業を取りやすい環境整備が進んでいることを市内事業所に周知して、事業所における両立支援の取組を促進します。

広く市民に向けては、誰もが充実した人生を送ることにつながるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるように意識啓発を進めるとともに、育児や介護を行う市民が仕事との両立が可能になるような支援体制を整備します。また、多様な働き方が広がるなか、自営業やフリーランスなど雇用されない働き方を選択する市民が必要に応じて利用できる両立支援サービスを充実します。



資料：内閣府「男女共同参画白書」令和4年版

施策の方向 10. 仕事と育児・介護との両立支援

【主な取組】

23	保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの提供 保護者の多様なニーズに応じた一時保育・休日保育・延長保育・病児病後児保育等の保育サービスや放課後児童会を充実します。
24	家族介護者の離職防止と負担の軽減 家族介護者の相談体制の充実や介護サービスの基盤整備、地域の支え合い体制の構築により仕事と介護の両立を支援します。

施策の方向 11. 事業所における両立支援対策の促進

【主な取組】

25	育児・介護休業にかかる制度改正情報の周知徹底 市内事業所に対して育児休業や介護休業等の制度改正情報を周知徹底します。
26	従業員の両立支援にかかる職場環境整備の促進 両立支援にかかる一般事業主行動計画策定と助成金活用を促して、従業員が仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境整備を促進します。

施策の方向 12. 多様な働き方への支援

【主な取組】

27	多様な就労形態を支える環境整備 不定期に就労する人も利用しやすい一時保育や子どもの居場所づくりなどで保護者の就労を支援します。
28	多様な働き方に関する情報発信と学習機会の提供 起業を希望する女性や農業・商工業等における女性に向けた学習機会や情報を提供します。

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

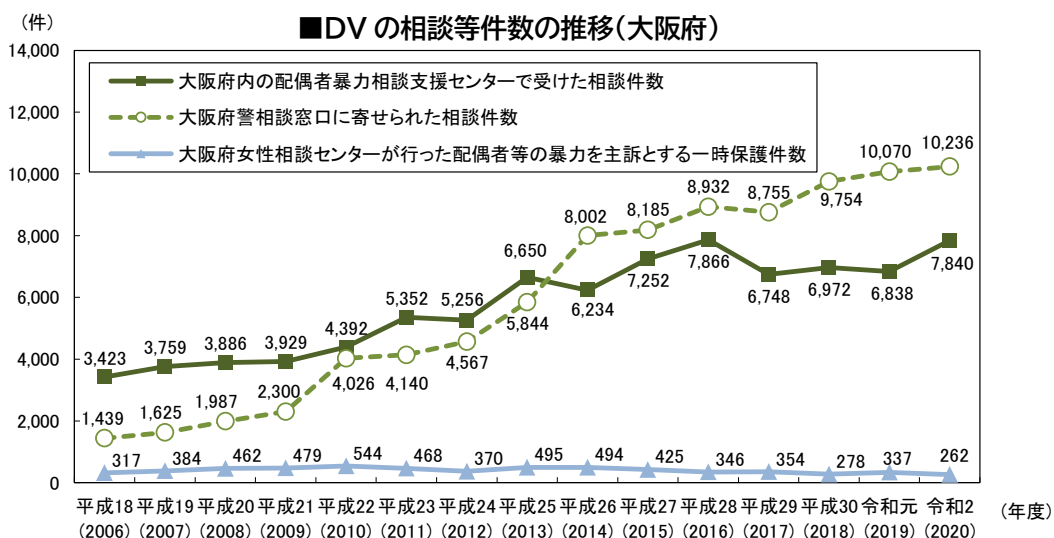
主要課題5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【DV防止基本計画】

DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害者は大多数が女性で、近年は、JKビジネス⁶、AV出演強要、リベンジポルノ(私事性的画像被害)など、若年女性の性被害が顕在化しています。また、SNS⁷の普及により、被害が多様化、低年齢化する傾向です。

DVは、男女間の経済的・社会的な力関係の格差や暴力を容認する社会意識などの社会構造的な問題が背景にあり、被害者の多くが女性であるという実態があります。新型コロナウイルス感染症の拡大期に、それ以前と比べてDVや性暴力被害の相談が増加した背景には、平常時の男女間の不均衡な関係が社会不安やストレスによって表面化したことがあると考えられます。また、DVと児童虐待(面前DV等)は密接に関係することから、子どもの安全とDV被害者支援の連携を深める体制が取られるようになっていきます。

性暴力を受けた被害者は長い年月が経ったあとも苦しみ続けることがあるといった性暴力についての正しい認識の浸透と暴力を許さない社会意識を広げるとともに、被害者支援の相談対応、被害者保護から自立支援の取組まで庁内の各課及び関係機関との連携強化により、一層の支援体制の強化に取り組みます。SNSやメールによる相談、24時間対応などのニーズに対しては、多様な相談窓口の周知を積極的に進めて、これまで相談につながりにくかった層への支援を行います。



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」、大阪府警察本部、大阪府女性相談センター

⁶ JKビジネス：主として「JK」(女子高校生)などの未成年者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。

⁷ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で登録された利用者同士が交流できるWeb上のサービスのこと。

施策の方向 13. 暴力の予防と根絶のための社会意識の浸透

【主な取組】

29	女性に対する暴力防止啓発の推進 あらゆる暴力を許さない意識の浸透をめざして、様々な機会をとらえて啓発や学習機会を提供します。
30	DV 防止法等の暴力防止にかかる法律の周知 DV 防止法等のほか教員による児童生徒性暴力防止法や AV 出演被害防止・救済法等の新たな法制定情報を周知します。

施策の方向 14. 相談支援体制の充実

【主な取組】

31	相談体制の充実と相談窓口の周知 DV 等に対する市職員の理解向上と関係機関との連携、様々な相談窓口の周知を推進します。
32	要保護児童対策地域協議会と DV 対応との連携と支援体制の強化 DV と児童虐待が密接な関係にあることを理解した関係機関の連携体制を強化します。

施策の方向 15. DV等被害者保護と自立支援の推進

【主な取組】

33	行政事務における DV 等被害者情報保護の徹底 DV 被害者の安全を確保するための行政事務における情報管理を徹底します。
34	緊急時における一時保護体制の整備 緊急一時保護が必要な被害者に対して、適切な対応等を行います。
35	DV 等被害者の生活再建の支援 DV 被害者の自立支援のために、住宅、生活、就労、子どもの教育など関係部署・関係機関との連携を図ります。

施策の方向 16. 性暴力の防止と被害者支援

【主な取組】

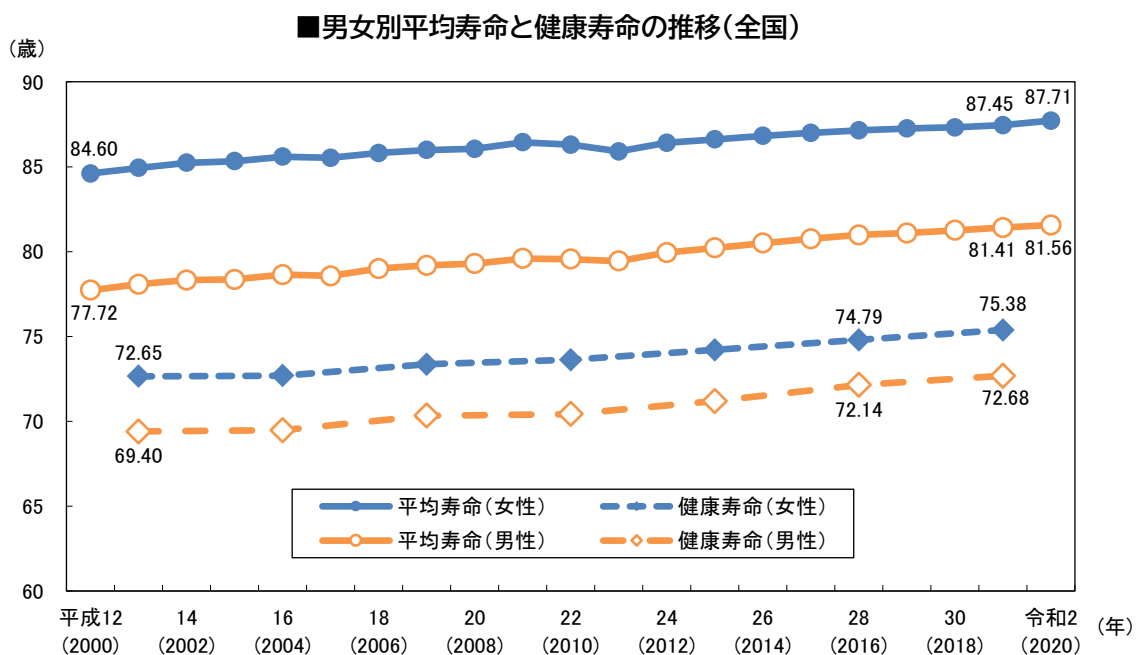
36	性暴力被害予防啓発の推進 若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底します。
37	発達段階に応じた性の人権教育の推進 年齢に応じた性教育の実施と性的同意の啓発を行います。
38	関係機関との連携による被害者支援の推進 性被害相談窓口の周知や医療につなげるための相談対応を行います。

主要課題6 生涯を通じた健康の支援

女性は産む性であるという特性から、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化します。また、女性特有の乳がん、子宮がんの罹患状況では、乳がんの罹患率が大幅に上昇しており、子宮がんでは罹患年齢の若年化傾向がみられます。一方で、男性は、生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高い傾向があるなど、男女で異なる健康課題があります。

近年は、人間関係や仕事のストレス、生活への不安によって、うつ病や依存症など心の健康に問題を抱える人が増えており、子どもの自殺も増加しています。

誰もが自らの心身の健康について、正確な知識・情報を入手して、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう生涯にわたる健康づくりを支援します。また、性別にかかわらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)⁸を浸透するための教育に取り組みます。



※健康寿命は、日常生活に制限のない期間 資料：内閣府「男女共同参画白書」令和4年版

⁸ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖にかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを実現するために保障されなければならない、自己決定などの諸権利のこと。

施策の方向 17. 性差に配慮した健康課題への対応

【主な取組】

39	市民の生涯を通じた健康づくり活動の推進 男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導を充実します。
40	性差に応じた適切な医療・検診等の推進 男女の身体的性差に基づく疾病の特性や男女のおかれた状況による心の健康問題等を考慮した適切な健康づくりの支援を行います。

施策の方向 18. 性と生殖に関する健康と権利の浸透

【主な取組】

41	年齢段階に応じた性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)教育の推進 すべての人にかかわる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理解を深めるための機会を提供します。
42	思春期から妊娠・出産・子育て期にわたる女性の心と身体への健康支援 思春期から一生を通しての健康課題へ対応する健康対策を進めます。

主要課題7 困難を抱える人への支援

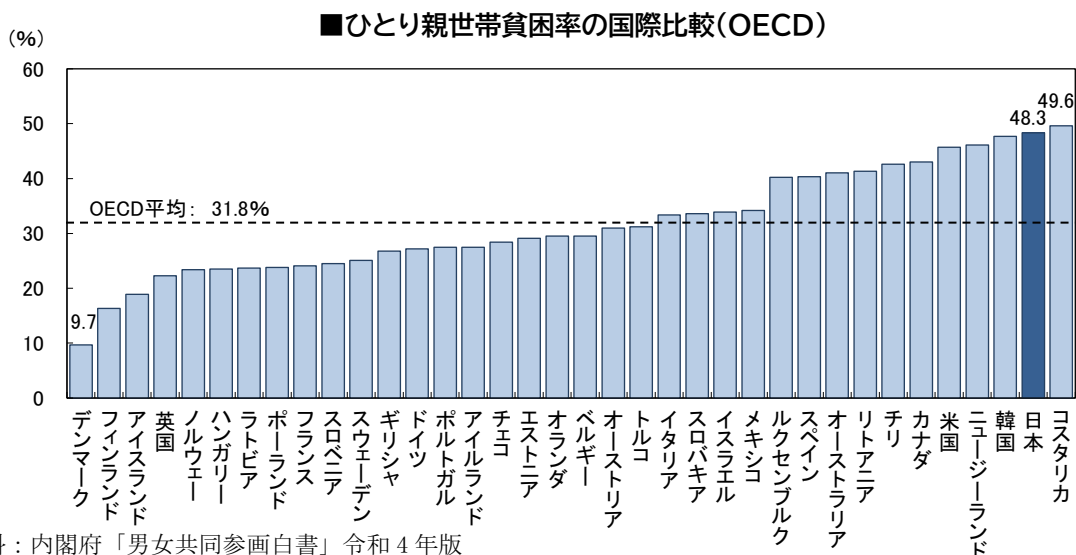
日本の女性は非正規雇用者の割合が高く、母子世帯の多くは経済的に非常に厳しい状況におかれており、相対的貧困率の高さは OECD 加盟国のなかで最も高い水準となっています。女性の高齢者は、現役時代の就労形態や家族の持ち方などにより老後の年金がごくわずかしか給付されない場合も多く、男性と比べて貧困率が高くなっています。また、男女ともに未婚率が上昇して、非正規雇用で働き続ける単身女性も増えています。飲食業やサービス業で働く非正規雇用者には女性が多く、新型コロナウイルス感染症拡大期には営業自粛による経済的な打撃が大きかったと言われています。

このように女性は貧困状態に陥りやすいだけでなく、予期せぬ妊娠により不安を抱えた若年妊婦など、女性特有の身体的・精神的な困難に陥るケースもあります。日本で暮らす外国人女性が、生活習慣の違いや言葉の不自由さで生活上の困難を抱えていることもあります。また、様々な人権課題があるなかで、女性であることに加えて障がいがあること、同和地区出身であることなどにより複合的な差別に直面することもあります。

女性が直面する困難は多岐にわたり、これらの困難が複合的に発生している場合や、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらい場合があることにも留意する必要があります。

男性では、ひきこもりが長期化して高齢の親が中年の子どもを養っている 8050 問題や非正規雇用者の増加による所得格差の拡大などにより、生活困窮に陥ることがあります。

様々な困難を抱える市民の問題を解決するためには、行政内の分野横断的な支援体制により当事者に寄り添う支援を行うとともに、地域社会における支え合いのなかで、安心して暮らせるよう取組を進めます。



資料：内閣府「男女共同参画白書」令和4年版

施策の方向 19. 生活上の困難に直面する女性等への支援

【主な取組】

43	ひとり親世帯の相談体制の充実 ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制を充実します。
44	ひとり親世帯に対する自立支援の推進 ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業を推進します。

施策の方向 20. 複合的に困難な状況におかれている人への支援

【主な取組】

45	高齢者、障がい者、外国人等生活上の困難を抱える女性への支援の充実 それぞれが抱える困難に応じて、庁内関係課が横断的に支援する体制を構築します。
46	生活困窮者への相談体制と支援の充実 生活保護制度の活用のほか、地域生活課題に対応し、分野を超えたセーフティネット体制の構築を図ります。

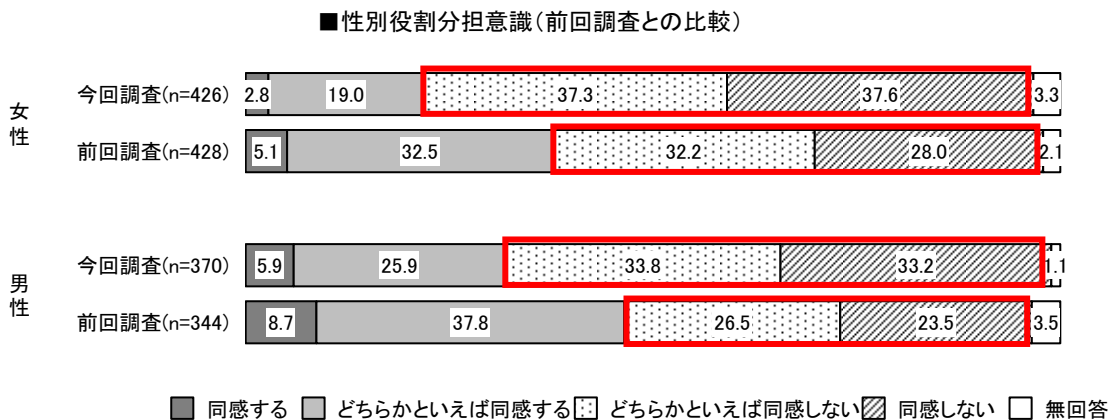
基本目標Ⅲ ジェンダー平等意識の浸透

主要課題8 教育・メディア等を通じた意識改革の推進

「市民アンケート調査」をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して同感しない人の割合は、前回調査に比べて男女とも大きく増加しています。家庭のなかでの役割を「男は仕事、女は家庭」と分けることに同感しない人が増えているのは、仕事を持つ女性が増えてきたり、男性一人だけの収入では生活が厳しかったりして、男女で分けることが現実的ではないと感じられていると考えられます。その一方で、社会における男女の地位は、ほとんどの分野で男性優遇感が強い状況です。市民の意識が一定変化しているのに対して、社会的な男女の役割やおかれた状況が大きく変化していないことによると考えられます。そこには、性別に基づく様々な固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が影響していると考えられます。

こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって形成されるものです。子どもに接する周囲の大人がまず、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づいて、子どもたちには偏りのない声かけをすることが必要です。性別にとらわれることなくお互いを尊重するジェンダー平等教育ならびに多様な選択を可能にするキャリア教育を実践します。

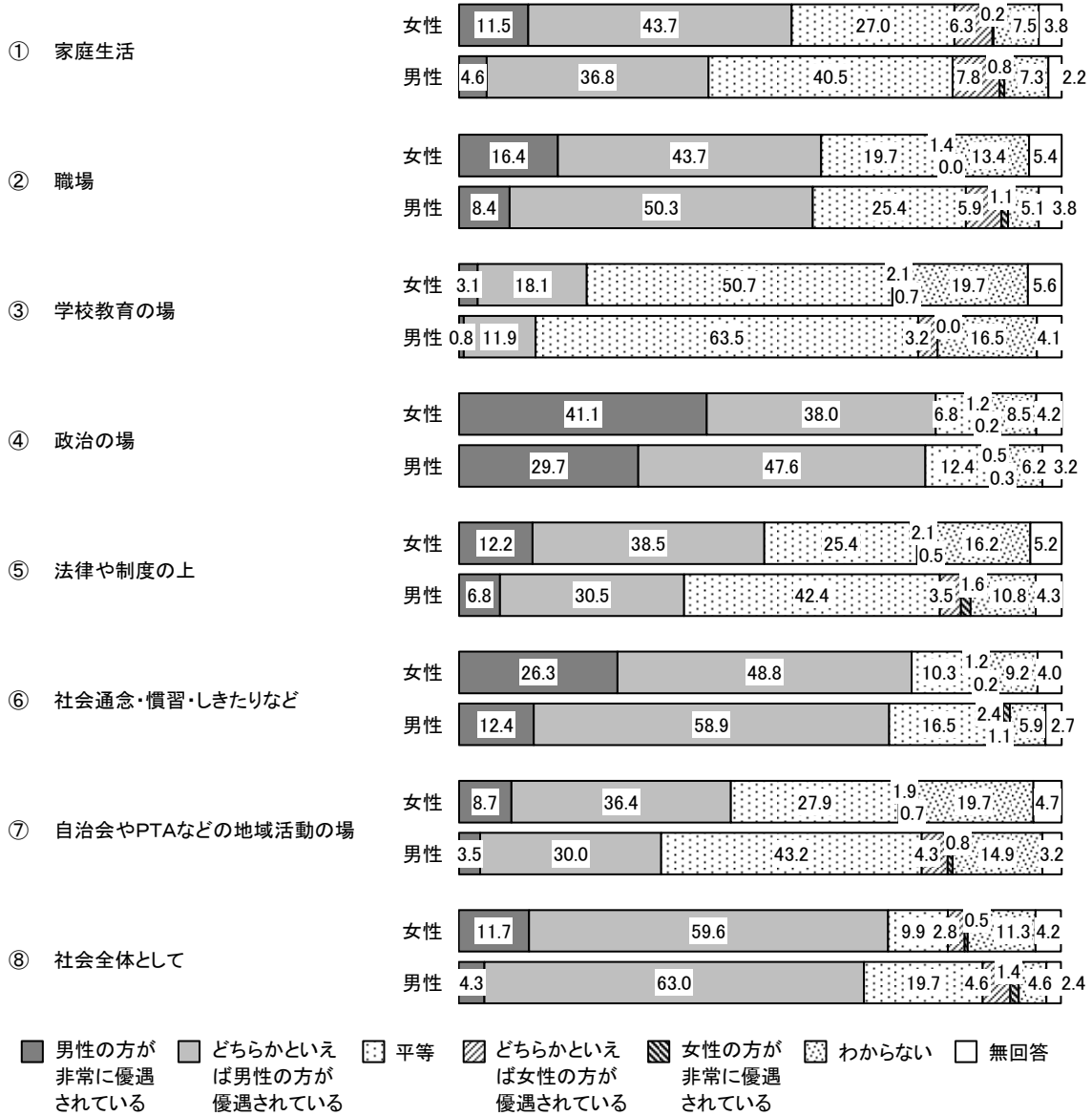
また、変化が激しい時代にあっては、大人もこれまでの常識では判断できない問題に直面することが増えています。誰もが尊厳を持ち、人として平等であるという視点に立って豊かな人間関係を築いていくことが、個人の幸福とより良い社会の構築につながります。あらゆる世代に向けた学習機会を提供し、生涯学び続けられる環境整備に取り組みます。



資料：交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和3年）

女性(n=426)
男性(n=370)

■男女の地位の平等感



資料：交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和3年）

施策の方向 21. 多様な選択を可能にする教育の充実

【主な取組】

47	<p>保育所、幼稚園におけるジェンダー平等保育・教育の推進</p> <p>人権尊重、ジェンダー平等保育・教育の研修を充実し、教職員の意識の共通化と指導力の向上を図ります。</p>
48	<p>学校教育におけるジェンダー平等教育の推進</p> <p>研修や実践交流の実施、ジェンダー平等教育推進委員会の活動推進、キャリア教育の充実に取り組めます。</p>
49	<p>学校運営における男女共同参画の推進</p> <p>学校管理職の女性登用の推進と学校運営における男女共同参画推進のための研修を実施します。</p>
50	<p>家庭におけるジェンダー平等意識の浸透</p> <p>保護者に対するジェンダー平等、男女共同参画意識醸成のための学習機会を提供します。</p>
51	<p>地域におけるジェンダー平等意識の浸透</p> <p>地域の青少年指導等の教育関係者に対するジェンダー平等、男女共同参画の研修を実施します。</p>
52	<p>家庭児童相談の充実</p> <p>家庭児童相談の対応においてジェンダー平等、男女共同参画の視点で対応できるよう相談員の資質向上を図ります。</p>

施策の方向 22. あらゆる世代に向けた学習機会の提供と啓発の推進

【主な取組】

53	<p>生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進</p> <p>ジェンダー平等、男女共同参画をテーマにした講座等の学習機会を提供します。</p>
54	<p>ICT(情報通信技術)活用とメディア・リテラシー学習の推進</p> <p>ICT 機器を活用するための講座や情報媒体の特徴を理解して情報を読み解く能力の向上を図る機会を提供します。</p>
55	<p>性にに基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の気づきの啓発</p> <p>様々な機会をとらえた性別にとらわれない表現の浸透と性にに基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づく機会を提供します。</p>

主要課題9 多様性を尊重する意識改革

人々の価値観やライフスタイル、社会のニーズが多様化するなかで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるためには、地域には多様な背景を持つ人々が暮らしていることを理解して、何か困りごとが起きたときには、対話によって相手をより一層理解したうえで、お互いが問題の解決に向けて建設的な話し合いをするという姿勢が大切です。また、少数者であることを理由に排除されたり、少数者が困りごとや不安を声に出せなかったりすることがあってはなりません。

近年、LGBTQ+⁹などのセクシュアルマイノリティに関する情報を目にする機会が増えていますが、性の多様性がすべての人にかかわることであると理解している人は少ないのが実態です。

「性」とは身体の性別だけで規定されるものではなく、性を構成する要素の組合せによって様々な性のありようが存在するとされています。戸籍上の性別は男女のどちらかに分けていますが、人の性を表す要素は、「身体の性」、「性自認」(自分の性をどう認識しているか)、「性的指向」(どの性別に魅力を感じるか)、「性表現」(服装や髪型、しぐさ、言葉遣いなどで自分をどう表現するか)の少なくとも4つあると言われていています。これらの要素は、はっきり男女のどちらかに分けられないことも多く、その時々で変化することもあります。最近では、少数者だけに着目するのではなく、すべての人が持つ性的要素を表す言葉として「SOGI¹⁰(ソジ)」が使われるようになっていきます。

「性」は生命につながるとともに、人の生き方にも大きくかかわることです。性の多様性を私たち一人ひとりにかかわることとして考える機会を提供します。

また、日本で暮らす外国人は増加しており、本市においても同様の傾向です。同じ地域に暮らす生活者として、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築いて、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生社会の実現をめざします。

⁹ LGBTQ+：前掲脚注4（20 ページ）

¹⁰ SOGI：前掲脚注2（5 ページ）

■学校における児童生徒の性自認に対する対応事例

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす

※「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年文部科学省通知の別紙より)

施策の方向 23. 性の多様性についての理解促進

【主な取組】

56	性の多様性の理解を促す情報発信と学習機会の提供 多様な性のあり方に関する理解を広めるための教育・啓発を推進します。
57	性の多様性に配慮した環境整備の推進 交野市パートナーシップ宣誓制度の周知や公共施設における多目的トイレの設置、学校における児童生徒の性自認に対する対応などを推進します。
58	セクシュアルマイノリティ相談体制の充実 セクシュアルマイノリティの人が困りごとや人権侵害などを気軽に相談できるよう相談窓口を 広報するとともに、相談員の資質向上を図ります。

施策の方向 24. 多文化共生のまちづくり

【主な取組】

59	多文化共生学習の推進 学校における多文化共生学習や外国にルーツを持つ児童生徒へのきめ細かな指導と母語・母文化の重要性への配慮等を行うほか、外国人市民との交流による相互理解の機会を提供します。
60	ジェンダー平等に関する国際的な情報収集と発信 ジェンダー平等の実現が世界共通の課題であることを認識し、国際社会の一員としての視点 に立った取組を推進します。

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するために設置する交野市男女共同参画推進本部が中心となり、本市が取り組む施策においてジェンダー平等の視点が様々な分野に浸透するために、関係各課の連携・調整を行い、実効的な計画の推進を図ります。

(2) 交野市男女共同参画審議会

本市における男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として設置する交野市男女共同参画審議会に対して毎年度施策の進捗状況を報告し、実施状況の評価を検討します。同審議会の意見を庁内関係各課にフィードバックし、更なる取組の推進を図ります。

(3) 市民・事業所等と行政の連携

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野にかかわることから、行政だけでなく、市民や事業所、地域団体等の主体的な取組が不可欠です。本計画の理念を広く浸透させ、市民や事業所、地域団体等の自主的な取組を促進するとともに、行政との協働による一層効果的な施策の推進を図ります。

(4) 苦情や意見への対応

性差別や性別に基づく不利益を受けた場合の救済については、人権相談、人権擁護機関、女性相談など既存の制度・関係機関と十分に連携しながら、市民の立場に立って相談に応じるとともに、市の施策に対する苦情に対しては行政相談等で適切に対処します。

(5)関係機関との連携

国や大阪府の事業や関係機関の情報を把握して、計画の効果的な推進に寄与するよう連携機会の拡充に努めます。また、必要に応じて他の自治体や民間団体等との連携を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる取組を実効的に推進するために、概ね3年間で1期とするアクションプランを策定し、関連事業の進捗状況を毎年点検・評価し、課題の検討を行います。

その結果は、交野市男女共同参画審議会に報告し、意見を求め、計画目標の実現に努めます。

資料

交野市男女共同参画推進条例

平成 26 年 3 月 31 日
条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 10 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 11 条～第 17 条)

第 3 章 交野市男女共同参画審議会(第 18 条)

第 4 章 補則(第 19 条)

附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組と連動しながら進められてきた。

しかし、今なお、社会の様々な分野で性別による固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、特に女性の個性や能力が十分に発揮されていない状況である。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスによる人権侵害などの社会問題が表面化し、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化社会が進展し、社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を構築していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が一層求められている。

このような状況を踏まえ、星にまつわる伝説が残り、織姫の里として親しまれる交野の地で、地域の特性をいかしながら男女が共にいきいきと暮らすことができるまちづくりを目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての者をいう。

(4) 事業者 市内において、事業活動を行う者又は法人その他の団体をいう。

(5) 市民団体 市内において、地域的な共同活動を目的として組織されている団体及び社会貢献活動を行う団体をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方に精神的、経済的及びその他の不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的、言語的及びその他の暴力をいう。

(8) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、直接的であるか間接的であるかに関わらず、性別による差別的取扱いを受けず、互いの人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策、職場、学校、家庭及びその他のあらゆる場における方針の立案及び決定に参画し、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動、職業生活、地域生活等における活動に對等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれていること。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女がそれぞれの身体的特徴に理解を深め、妊娠、出産等に関して、互いの意思を尊重し、心身ともに健康な生活を生涯営むことができるようにすること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは、犯罪及び人権侵害であるとの認識を共通のものとし、根絶を目指すこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調のもとに行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者及び市民団体並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女の対等な参画機会が確保されるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、市、市民及び市民団体との連携を図り、市等が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、団体の運営及び活動において、男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定においては、男女がともに発言の機会を得ることができるよう努めるものとする。

- 2 市民団体は、市等が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(教育に関わる者の責務)

第8条 教育に関わる者は、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育及びその他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担若しくは差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 不必要な性的表現

(性別による権利侵害の禁止)

第10条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及びその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、あらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合には、市民、事業者及び市民団体等と協力し、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画への関心及び理解を深めるための施策)

第13条 市は、市民団体等との協働により、男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるための講座等の啓発活動の実施及び広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(教育分野における措置)

第14条 市は、学校教育、社会教育及びその他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画に関する施策の推進に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問

題についての情報収集並びに調査研究を行うものとする。

(市民等の活動への支援)

第 16 条 市は、市民、事業者及び市民団体が実施する男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供及びその他の支援を行うものとする。

(体制整備)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者及び市民団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該実施及び支援に必要な体制を設けるものとする。

第 3 章 交野市男女共同参画審議会

(交野市男女共同参画審議会)

第 18 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、交野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定及び変更並びに男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議する。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員のうち、男女いずれか一方の委員数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 教育関係者

(3) 関係団体からの推薦を受けた者

(4) 一般市民

(5) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日
法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月十六日 法律第百二
号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三
項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の
規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に
掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員そ
の他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)
の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定
めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に
満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほ
か、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、
別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百
六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平
成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法
律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三
百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二
項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十
四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日

法律第三十一号

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に

対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として居る住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として居る住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ

た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相

談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に

反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する

不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日

法律第六十四号

改正：令和四年六月一七日法律第六八号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他

の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業

主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人

で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募

集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の

関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係

機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八條第一項、第六十条の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十

三条中国公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定
平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十

項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）
抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

交野市男女共同参画審議会委員名簿

(順不同、敬称略。令和5年3月現在)

区分	所属	氏名
学識経験者	摂南大学 国際学部 教授	北條 ゆかり
学識経験者	大阪大谷大学 文学部 教授	木下 みゆき
関係団体	交野市人権協会	池田 幸子
関係団体	交野事業所人権推進連絡会	西田 孝司
関係団体	交野市民生委員・児童委員協議会	森田 晴夫
関係団体	交野市PTA協議会	田中 輝
関係団体	交野市女性と文化の集い	加藤 祥子
教育関係者	交野市立小・中学校校長会	青木 恵理
公募市民		加藤 勤

令和4年度委嘱者(任期令和4年7月9日～令和6年7月8日)

策定経過

年月日	内容
令和3(2021)年 11月24日	第2回交野市男女共同参画審議会 ・第3次交野市男女共同参画計画策定に係る市民アンケート調査項目について
令和4(2022)年 1月14日～2月4日	・「交野市男女共同参画に関する市民アンケート調査」実施 調査対象:市民18歳以上2,000人無作為抽出
令和4(2022)年 8月8日	第1回交野市男女共同参画審議会 ・第3次交野市男女共同参画計画策定に係る市民アンケート調査結果報告について ・第3次交野市男女共同参画計画骨子案・体系案について
令和4(2022)年 10月7日	第2回交野市男女共同参画審議会 ・第3次交野市男女共同参画計画素案について
令和4(2022)年 11月11日	第3回交野市男女共同参画審議会 ・第3次交野市男女共同参画計画素案について
令和4(2022)年12月16日～ 令和5(2023)年1月16日	・第3次交野市男女共同参画計画素案(案)パブリックコメント実施
令和5(2023)年 2月7日	第4回交野市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第3次交野市男女共同参画計画(案)について
令和5(2023)年 2月24日	第5回交野市男女共同参画審議会 ・答申

第3次交野市男女共同参画計画

～誰もが自分らしく生きるジェンダー平等社会の実現～

令和5(2023)年3月

発行:交野市 総務部 人権と暮らしの相談課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町 5-5-1

TEL:072-817-0997 FAX:072-817-0998

Eメール :kurasi@city.katano.osaka.jp

